

## 【長崎開港四五〇周年記念 特別寄稿論文】

### 近世長崎の高札

#### —高札場の周縁と捨札—

清水 紘一

はじめに

高札は近世日本の諸書に散見されるほか、各地に遺された現物と相まって多くの人々に知られている馴染みの深い歴史資料である。その心象風景は、諸国の街道・要所の高札場に掲出されたヤネ付き五角形の板札であろう。

拙稿では長崎の高札と高札場（高札（場））について諸過程の一端を概観するほか、高札と捨札の基礎的な考察を試みる。長崎高札（場）については、江戸時代に編まれた官・私撰の優れた長崎史誌類に採録されており、概ね自明な史実と言える観がある。但し、編年的な整理を含む高札（場）研究については未済段階にある。同課題へのアプローチについては罹災等で散逸した関連史料の究明と、現代に遺されている高札資料の発掘・検証をする作業であり、筆者の知見と現状では程遠い難題といえる。故に拙稿は、限られた史資料による標題の序説であることをお断わりしておきたい。

#### 一 長崎高札研究の課題

高札（場）に関する研究や解説は、専論のほか辞典類や全国各地の史誌類に大小の関連記事が残されている。先駆の高札研究を点描すると、三浦周行氏は『法制史の研究<sup>1</sup>』に収めた「歴代法制の公布

と其公布式」ほかで夙に高札を論じている。服藤弘司氏は法制史学の視点から高札論を展開し、法令の周知・強調・遵法精神の涵養・告訴奨励などを指摘して高札研究の基礎となる重厚な成果を残している。<sup>2</sup> 茅田佳寿子氏は、改元や将軍家継・吉宗の代替りと高札の改替問題について論じている。<sup>3</sup> 久留島浩氏は「近世の村の高札」に視点を置き、高札が郷村に与えた政治的な意義を論じている。<sup>4</sup> 大阪人権博物館では現存する高札類を集め同館で展覧した他、展示プロジェクトの委員諸氏による研究成果を図録『高札―支配と自治の最前線』として発刊し、中近世高札の概観と形状を含め多様な札類が存在したことなど多面的に解説している。<sup>5</sup> 土田良一氏は家光・家綱政権期の高札（場）について、將軍上洛などで整備された街道・宿場と各地の諸史料を博搜し論考している。<sup>6</sup> 岡田昭夫氏は維新政府の法令伝達の視点から近代高札を論じ、重厚な研究成果を著刊している。<sup>7</sup> 渡辺浩一氏は「江戸の「六ヶ所」高札場と都市社会」ほかの論考で、江戸の高札について分析し、高札場が果たした社会的な影響について綿密な成果を提示している。<sup>8</sup>

高札（場）については如上のほか、全国各地で戦前から編纂された自治体の史籍類に高札の関連史料や事例が多数紹介されている。長崎の高札については、太田主馬氏が自身で入手し紹介した文化二年（一八〇五）の抜荷禁止三か条高札を紹介している。<sup>9</sup> 安高啓明氏は「『長崎市中明細帳』に見る高札」で同史料を紹介し、主要高札場と他地域との建札の役割分担について指摘している。<sup>10</sup> 筆者は切支丹高札について、長崎に淵源する高札が家光政権の施政により諸国

高札（場）の基礎的問題 如上の先行研究等により、高札（場）

については幾多の知見が明らかにされてきているが、残されている基礎的な問題がある。その一つとして高札（場）と「捨札」の問題がある。捨札はその多くが刑場で掲出されたが、「街頭」でも「高札」として建札されたことが知られている。長崎の主要な高札場では、その周縁地を含め捨札が掲出された可能性のある事例が若干ある。その場合高札と捨札双方の位相、法・禁令告達装置としての高札場と捨札との関係が、どのように整序されるか究明が求められる。

最初に基盤的知見として、高札と捨札について語釈・概括してい る身近な書物を見ておこう。

I 新村出編『広辞苑』所収の「高札」では、「法度・捷書などを記し、また、さらし首・重罪人の罪状を記し、人目をひく所に高くかかげた板札、立札。たかふだ」と語釈している。同上のうち「さらし首・重罪人の罪状を記し」とする箇所は捨札の含意となろう。そこで「捨札」を見ると、『広辞苑』では「江戸時代、罪人を処刑する時、その氏名・年齢・罪状などを記して街頭に立て、刑の執行後30日間存置した高札」と語釈している。同上から捨札は街頭に建札された高札のこととなるが、街頭と高札場との関わりについて言及はない。

II 服藤弘司氏は「高札」について『国史大辞典5<sup>13</sup>』に執筆し、同解説の冒頭部で「法令・禁令などを板札に墨書きし、町辻・橋詰など人目につきやすい場所に掲示したもの。制札ともいう」と概括している。服藤氏は法令・禁令の伝達・遵奉機能を軸として「高札」を解説しており、多くの人々が懐く近世の高札觀と合致する。但し高札と捨札に関連する言及は見えない。そこで重松一義氏が同上書で執筆した「捨札」を参照すると「近世重罪人の処刑前後、その氏名・年齢および科書といわれる罪状を板に記し、広く民衆への見せ

しめのため、三十日間街頭に掲げた高札の一種」（『国史大辞典8』一二六頁）と解説している。同文でも、捨札と街頭・高札場との関連について言及は見えない。上述した諸研究でも、捨札に関連する事例研究は見当たらない。

拙稿では如上について、高札の語義・語釈から若干の見通しを得ておきたい。服藤氏は高札について上記項目で「制札ともいう」と記し、両札を一括していいる。但し長崎の事例では、高札関係史料のうち「制札并高札の留」とする並列表記の用例が見える。同上は寛文十年代長崎奉行所で編綴され、幕府に提出された『長崎諸事覚書』第十冊<sup>14</sup>所収制札類の「小見出し」として記されている。

そこで高札と制札について中々近世過渡期の伝統的な語釈から基礎的な用例を振り返ると、両者には○法令と禁令の異同に基づく幾分の仕切りがあり、次いで○高札・制札と他の札類を一括し、高札と呼称する変遷があつたことが知られる。

○法令・禁令の異同に基づく仕切りについて「室町家の法式」書とされる『和簡禮經』第八<sup>15</sup>を見ると、制札について「禁制 禁ハ止也、制ハ令也」「制禁之詞ヲ札ニ書テ公界ニ打ヲ制札ト申也」と解説している。「制禁之詞」は札書冒頭の「禁制」と、末尾に見られる「曲事・嚴科、死罪・流罪・磔」などの罰則により制札事項が「止」として記載された。他方で「心得・申付」などと記され、科罰に関する強制文言が付されていない「法札」があり、そこに仕切り感が生じたこととなろう。

○高札・制札ほかの札類を一括し高札と呼称する語釈については、同上の『和簡禮經』第八で「高札事 大形制札之外押並而札書ノ惣名之様ニ上古ハ存成候」、「近代ハ微細之事ヲ書顕シ市町に打ヲ耳名付申ト相見候」と解説している。即ち高札が「制札之外」を含め「札書」

類を代表する「惣名」として、「上古」から人々に解されてきた」と。「近代」では「微細」なことを記し、市街地に掲札したものを高札と呼ぶとしている。「微細」とは、長文ないし同上を細別化した多項目・雑事の板札文書類の意味であろう。

すると(一)から制札は、室町～近世初頭のころまで禁制と認識され禁令・禁札の慣用句とされたことであろう。(二)から高札は、「札書」類を一括総称する名辞(惣名)とされ代名詞とされたことが知られる。そこで「札書」類に関連して慶長八年(一六〇三)日本イエズス会が編纂した『日葡辞書』<sup>16</sup>を参照すると、1高札Cosatについて「Tacafuda」書きつけて道路に出す掻、または禁令」とし、掻と禁令の掲示札としている。2前文の「Tacafuda」については「板に書きつけて、街路や町辻に高く立てられる、主君や領主の命令、あるいは禁制」(『邦訳日葡辞書』五九六頁)。3制札Keisatについては「制むる札、ある事を禁止する旨を書きつけて、公然と人目につく所に立てる板、あるいは公示」(同上、七四七頁)と語釈している。4「捨札」について立項はないが、5「札」Fudaについては「禁制の事とか人々の名前とかなどを書きつける小さな板」(同上、二七一頁)と語釈している。すると「捨札」のほか、「掛札」「壁書」(前掲注15)なども「高札類」とされたこととなる。

右から高札・制札に「上古」の頃生じていた語意の仕切り感は、

中～近世過渡期を経て次第に薄れ一括化の傾向を辿り、服藤氏が説く高札・制札混用の実態となつたことが推測される。札類についてくだくだしく贅言したが、捨札は禁制を犯し公儀から裁断された重罪人の科書・板札である。捨札は主として刑場で掲出されたが、長崎の高札場では捨札が「たかふだ」「打札」の一種として掲出されたり見られる。

拙稿では、長崎奉行・代官所管轄の高札(場)を概見する。寺社奉行の統括下におかれた長崎寺社領掲札の札類、庄屋など郷方役人掲出の札類は重要であるが、筆者には未詳で後考を俟ちたい。

## 二 長崎高札場の概略抄

長崎は近世の統一政権が直轄した周知の対外貿易港であり、域内の要所に高札場が設置され札類が掲出された。主要な高札(場)として桜町・八百屋町高札場があり、さらには出島蘭館・唐人屋敷など外国人居留地、市中～郊外では一部市街地のほか湾岸防備の台場・番所、代官支配地の庄屋宅近傍などで各種の札類が掲出された。

それらについて幾分の歴史過程を見ながら、高札(場)の一部を跡付ける。

長崎は中世末期日本イエズス会の教会領とされたが、天正十五年(一五八七)豊臣秀吉による九州平定と筑前博多で秀吉が発布した周知の伴天連追放令により、長崎は秀吉直領に編入された。その間の長崎では教会領時代を含め、行政活動を具体化した高札類が「数多」掲出されたと見られる。如上について拙稿では割愛し、記録上知られる秀吉晩年頃の慶長初年札から見ていこう。

### (一)慶長二年(一五九七)ころの高札(場)

合計一か所・一枚か  
大波戸 「一枚か」

右は田辺茂啓(明和五年「七六八」没)が編著した『長崎実録大成』(『長崎志』)<sup>18</sup> 第二巻の一節「慶長ノ頃ヨリ大波戸地内ニ御高

札場ヲ建置ル」から知られる。金井俊行は同札について明治前期に編纂した『長崎畧史』所収慶長二年（一五九七）の項で「○制札場を設く、此時大波戸に在り」と記したが、札の年次・内容・発令者・枚（串）数など引拠を含め言及はない。本稿でも同札について不明という外はないが、大波戸は船の発着した埠頭の謂であり、港湾と船着場の保全ないし統制に関連する制令が、長崎大波戸で「高札」として掲出された可能性がある。

もう一つ『長崎実録大成』に添えられた「大波戸図」では、西屋舗の階段下と長方形の「入江」（石垣造り）との間に高札場が見える。

【図1】参考。同図は未詳ながら「西御屋舗」の記述から立山奉行所との並立時期の年代であり、寛文十一年（一六七一）以降の埠頭



【図1】大波止図 内閣文庫所蔵『長崎志』卷2

図となろう。<sup>20</sup>田辺茂啓が視認し編著書にスケッチした同時代のものであれば、同書成立当時の宝暦十年（一七六〇）頃の大波戸高札図となる。同挿絵から大波戸高札（場）の外形が柵で囲まれた二本柱・屋根付の構造であり、札型は「長方形」一枚であることなど、貴重な情報が知られる。

秀吉没後長崎は慶長八年（一六〇三）徳川家康の統治下におかれ、以降幕府領として確定された。元和五年後述する「くるす町」（桜町）に、盜賊・伴天連の告訴褒賞札が掛けられ、以降の高札数は次第に増加された。

○元和五年（一六一九）頃の高札（場）

合計二か所・二札以上か

大波戸〔一枚か〕 くるす町〔一枚以上〕  
※キリシタン囁託銀提示（後述）

その後の主要な高札は、桜町高札場に掲出された。同札場は、延宝八年（一六八〇）八月豊後町、明和二年（一七六五）八月八百屋町に移された。他方で寛永十三年（一六三六）築造された出島にポルトガル（ポ・葡）人が収容されたが、ポ人追放後の同十八年オランダ商館（おらんだ屋舗・蘭館）が平戸から移され、以降幕末まで蘭人居住が継続された。出島への出入りは居住した葡人・蘭人の任意ではあり得ず、規制の札類は当初から掲出されたことであろう。

寛文三年（一六六三）の長崎では市中の大半を焼失した大火災があり、その後再建された一部市街地や、川筋・海辺に塵芥投棄を禁じた辻札などが「公儀札」として掲出された。享保四年（一七一九）頃一旦成立（その後加筆）したとされる『長崎集<sup>21</sup>』では、その形状

からか同上札を「小制札」と記している。

長崎奉行所が編集した写本『長崎諸事覚書』第十冊（前掲注14）では、寛文六〇七年の高札（場）を記している。筆録された順から、場所・札数を記す（以下同）。

③寛文六〇七年（一六六七）ころの高札（場）

合計九か所・二三札

桜町	七枚	出島	五枚（うち三枚蘭船入津後掲出）
大波止	一枚	小川町	二枚
牢屋堀之前	一枚	浦五嶋町	一枚
樺嶋町	一枚	船津町	二枚

右から寛文期の高札（場）は、九か所（二三札）に増加したこと  
が知られる。この頃の長崎貿易制度は、明暦元年（一六五五）糸割  
符制を廃止して改定された相対貿易商法の時期にあたる。蘭船入津  
後の三枚札掲出は、日蘭間の商売札となる。

延宝期の高札（場）については、元禄十六年（一七〇三）弄古軒  
管秋序『長崎虫眼鏡』<sup>22</sup> 参所収「御制札之うつし」の項で延宝八年の  
高札七枚を同書に収めている。

④延宝八年（一六八〇）ころの高札（場）

合計七か所・二二串

桜町札之辻	七串	江戸町大波戸	壹串
唐人屋しき	弐串	おらんた出島	弐串
浦上村山王前	三串	長さき村	三串
小せとむら	四串		

右については一部に錯綜がある。文中に見える「唐人屋しき弐  
串」は、著者に混乱があつたろう。同屋敷は元禄二年（一六八九）  
に造設されており（後述）、情報の取得時と原著執筆時の年次や「論  
唐船諸人」など漢文制札が混錯の一因であるまいか。但し「浦上村  
山王前」「長さき村」の各三串が採録されており、前記③寛文六〇  
七年の高札（場）より箇所数・札類の実数は増加されていることが  
推測される。長崎郊外で高札（場）が増設された背景として、延宝  
四年（一六七六）長崎の郷村を所管した代官末次茂朝が「投銀」に  
より改易され、同地の施政が「勘定奉行一代官」から「長崎奉行一  
町年寄」に比重が移されたことにある。その後長崎代官は元文四年  
（一七三九）高木作右衛門忠与<sup>23</sup>が任命され（『寛政重修諸家譜第  
二十一』五六頁）、幕末まで同家が世襲する。

寛文～延宝期の長崎商法は相対貿易から市法商法に移され、関連  
する規定札に変化が生じている。他方では朝鮮国への抜船問題、唐  
船との抜荷問題が生じた。<sup>24</sup> 抜荷罰については後述する。

家宣～家繼政権の下で、諸国高札の整備が進められた。<sup>25</sup> 正徳三年  
(一七一三) 九月幕府は公領・大名領まで從来の公儀高札について、  
大目付横田備中守由松・勘定奉行大久保大隅守忠香（『寛政重修諸  
家譜第十二』三六四頁）まで遗漏なく「承合」することを命じてい  
る。<sup>26</sup> 横田は大目付兼帶宗門改役、大久保は勘定頭兼帶道中奉行であ  
り、両名は「高札改役」（仮称）に任命されたこととなる。寺社領  
高札は、寺社奉行改めと上記両名「承合」との二重改めを命じている。  
長崎奉行大岡清相<sup>27</sup>（正徳四年、右の横田・大久保、勘定吟味役の  
杉岡弥太郎（『寛政重修諸家譜第十九』二二一頁）に長崎高札の一  
覧を提出し、同上「改役」から「承合」を得ていている。

⑤正徳四年（一七一四）の高札（場）

合計一七か所・五三枚

桜町	拾弐枚	唐人屋敷	五枚	大波戸	弐枚
長崎村之内	五枚	出嶋	弐枚	山里村之内	五枚
浦上村之内	五枚	稻佐塩硝藏	壹枚	小瀬戸	七枚
桜町堀端	壹枚	大黒町海手	壹枚	小川町橋際	壹枚
小川町川筋	壹枚	船津町大橋際	壹枚		
船津町横手川筋	壹枚	浦五嶋町中波戸	壹枚		
桜嶋町海手	壹枚				

- I 「正徳四年幕府公定長崎札」（慶長年間～正徳四年まで）  
II 「正徳五年以降幕府公定札」（正徳五年～安政三年まで）  
※(六)七で後述

そこで長崎の高札群について、拙稿では次のように二区分し、仮称しておこう。

右について大岡は一部の高札場で、私領の「湊内所々石火矢台の上二、從古來高札建來候」とし、奉行管轄外の場所に「奉行所より高札相建候」とする。ほか「御林之内拵時ニ寄高札差出候」とする（『崎陽群談』一四三頁）。右表から長崎郊外へ高札（場）の造設が増していることが知られるが、高札内容は同書に見えない。ほか高札の書改めに際しては、普請方年番の町年寄に申付け札板を挿えさせ、役所で認め「右之札建候節ハ検使差出罷出、普請方」に建札させている。

大岡が同書に収めた高札記事は、幕府への上記提出資料に基づくものであろう。次いで大岡は長崎高札について「向後も右文言高札相建候筈ニ有之候」と付記しており（『崎陽群談』一四四頁）、長崎のみならず近世の高札を考える上で、重要な証言を残している。以降の長崎高札（場）では、幕府の改役に「承合」～認定された從来の高札は踏襲され継続して建札されことが推測される。無論、正徳五年以降においても、高札文の改定による更新と、新規発出の高札は継続して建札された。

近世中～後期の高札（場）については、「長崎市中明細帳」<sup>28</sup>所収記事から知られる。同書には「肥前国彼杵郡長崎市中様子大概書」と内題が見え、長崎市中各町の諸データ（面積、男女人口、箇所・竈数、町内施設）が集約されており、長崎の市勢研究上第一級の資料といえる。同類の写本については長崎歴史文化博物館ほかで残されており、山口保彦氏により綿密な考証がなされている。<sup>29</sup>それらのうち、拙稿では享和二年（一八〇二）調製～文化四年（一八〇七）集成された明細帳〔A〕と、その後に追記され安政三年（一八五六）に集成された明細帳〔B〕の複写版を参照した。

〔A〕『長崎市中明細帳』二帳（請求記号「13／82・2／1」、同「13／82・2／2」）。山口氏は享和二年調製された明細帳が、その後掛け紙により文化四年まで毎年新しいデータに書き換えられ集成された冊子とする。この点、同上一帳「陸手外町油屋町」の項に「文化四卯年より酒造漬高拾五石」とする記事が見える。  
〔B〕『長崎市中明細帳』二帳（請求記号「13／99・2／1」、同「13／99・2／2」）。山口氏は安政三年『長崎市中明細帳』が集約され、その時点で「括して写したもの」とする。この点、同上2帳の「二十六陸手外町諫方町」の項に酒造高二件の冥加金について「安政三年辰五月日見村百姓鶴之助江譲渡」とする記事が見える。

(六)享和二年(文化四年(一八〇七))の高札(場)

〔A帳〕9項「御制札所」

合計一五力所・六九札

八百屋町 拾六枚※ 出嶋門前一ヶ所 三枚

唐人屋鋪大門前 三枚 唐人屋鋪二ノ門前 三枚

大波戸 弐枚 大黒町 三枚 西浜町 三枚

北瀬崎米蔵 壱枚 長崎村の内中川郷 六枚

浦上村の内山里郷 六枚 浦上村淵郷の内小瀬戸 八枚

長崎村の内小島郷 三枚

浦上村淵郷の内道生田塩硝藏 四枚(うち同揚り場壹枚)

浦上村淵郷の内神崎・太田尾石火矢台二ヶ所 四枚(各贰枚)

※「并嘱託銀五百枚・八百屋町預かり」

一御制札所 拾五ヶ所(六九札)

(※〔A〕帳を参考し一部補訂、各札別に順序数を付記)

八百屋町<sup>補</sup> 御制札 壱ヶ所 但

1伴天連渡海日本之武具異国被持渡日本人異国江渡海御禁制 壱枚

2唐人江被 仰渡切支丹宗門御禁制 壱枚

3切支丹宗門訴人江御褒美可被下趣 壱枚

4伴天連いるまん切支丹不可隠置、異国住宅の日本人於帰朝者不可

隠置、人売買御停止、請人無之者ニ家を売宿かすへからず、武士

の面々異国人より買物御停止、異国人の物を買取銀子遅、すへか

らす、振買<sup>壳</sup>に来るもの両隣ニ見せずして不可買取、似せ金銀不可

吹出、分銅秤の類後藤うつし之外取やりすへからず、喧嘩口論博

奕御停止 壱枚

5親子兄弟親類に至るまでしたしく奉公に精を出し家業を専らにし

いつはり喧嘩口論を慎ミ鉄砲不可打、盜賊悪党の類可申出、死罪

のもの有之節ハ馳集へからず、人売買御停止 壱枚

6伴天連并切支丹宗門渡海御制禁 壱枚

7毒薬似せ薬似せ金銀売買御停止、新銭直段御定錢座の外不可鑄錢

出、新作の慥ならざる書物不可売買、諸職人云合せ手間賃高直ニ

すべからず、諸商売の物メ売すへからず、何事によらず徒党すへ

からざる趣 壱枚

8火付るものハ早々申出へし、火事の節ニ刃物ぬき身にすへからず、

拾ひもの早々申出へき趣 壱枚

9 10浦御高札 弐枚

11 13拔荷御制禁の儀ニ付 三枚

14何事によらず宜しからざる事に百姓共大勢申合徒党強訴てうさん等の類有之候ハ、申出へし、訴人いたし候者江ハ御褒美可被下趣

(七)安政三年(一八五六)の高札(場)〔B帳〕

近世後期の高札(場)について、安政三年集成の〔B帳〕から概要を記載しておこう。

15	拔荷密買は重御制禁ニ付前々より申渡候趣弥以堅相守唐紅毛人より代り物を以直買いたし候者共は聊の品たり共以後死罪たるへき趣	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
16	唐物拔荷海陸間道筋船中ニ而不正の荷物と見懸ケ候ハ、人共其所江留置荷物は所役人荷主立合封印の上預り置長崎御奉行所御代官又は領主地頭江申出へし、同類たり共御褒美被下へし、荷物差おさへ候もの支配役人相尋右の者共御奉行所江不及差出訴出へし、荷物ニ隨ひ御褒美被下へし、薩州よりは白糸紗綾ニ限り京都定問屋有之、対州よりは蓬砂薬種類唐物ニ紛敷品は朝鮮産と箱詰の上記し同所役人送り状を以相廻し、右の外唐紅毛持渡の品者五ヶ所宿老手板証文添相廻し候趣	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
メ	拾六枚		
	嘱託銀 是者御制札嘱託銀掛場共ニ桜町江有之候を明和二酉年七月八百屋町江被引移嘱託銀五百枚者八百屋町預りにて掛ケ置候日数可致之内者昼夜番壱人、夜番者町番所番人共四人宛兼相勤陸手町貫銀入用ヲ以附置正月者四日より八日迄二月より十二月迄者朔日より五日迄掛之、但嘱託銀先年より古銀被掛置候処明和元申年三月元文通用銀ニ御掛ケ替有之	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
17	門出入の儀ニ付	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
18	悪事をたくミ候者の訴人江御褒美可被下儀ニ付	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
19	拔荷密売は重御制禁ニ付從前々申渡候趣弥以堅く相守唐紅毛人より代物を以致直買候者共は聊之品たり共已後死罪たるへき趣	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
メ	三枚		
20	門出入の儀ニ付	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
21	惡事をたくミ候もの之訴人江御褒美可被下儀ニ付	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
22	拔荷密賣は重御制禁ニ付從前ニ申渡候趣弥以堅く相守唐紅毛人より代物を以致直買候者共は聊之品たり共已後死罪たるへき趣	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
23	伴天連日本江渡海日本の武具異国江持渡日本人異国江渡海御制禁	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
24	二ノ門出入并改方の儀	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
25	唐人江被 仰渡切支丹宗門御制禁	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
メ	三枚		
26	大波戸 同 但	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
27	湊際築出候儀并塵芥不可捨置	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
28	拔荷密買者重御制禁ニ付從前々申渡候趣弥堅く相守唐紅毛人より代り物ヲ以致直買候者共は聊之品たり共已後死罪たるへき趣	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
メ	三枚		
29	大黒町 同 但	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
30	西浜町 同 但	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
31	「拔荷御制禁之儀ニ付」 是者元西築町江懸之候処明和四亥年当時の通御引直シ相成	壹枚	唐人屋敷大門前 同 但
メ	三枚		

北瀬崎御米藏所 但	34 御藏地ニ無用の者立入へからず趣	「メ 壱枚」	壹枚
長崎村之内 中川郷 同 但	35 伴天連切支丹渡海御禁制	壹枚	壹枚
	36 ～37 抜荷御制禁の儀ニ付	貳枚	壹枚
	38 切支丹宗門訴人江御褒美可被下趣	壹枚	壹枚
	39 伴天連入満切支丹不可隱置異国住宅之日本人於帰朝は不可隱置、人売買御停止請人無之者江宿かすへからず、似金銀吹出すへからず、分銅秤後藤うつしの外取遣すへからず、喧嘩口論博奕御停止	（メ一枚）	（メ一枚）
	40 抜荷密売は重御制禁ニ付從前々申渡候趣弥以堅く相守唐紅毛人より代り物ヲ以致直買候もの共は聊之品たり共已後死罪たるへき趣	是者石火矢台七ヶ所之内長崎掛り之分	是者石火矢台七ヶ所之内長崎掛り之分
浦上村之内 山里郷 同	メ 六枚	壹枚	壹枚
	41 ～46 同 但同断	六枚	（メ一枚）
同淵郷之内 小瀬戸 同	メ 六枚	（メ一枚）	（メ一枚）
浦御高札	47 ～54 但右同断	六枚	（メ一枚）
長崎村之内 小嶋郷 同 但	メ 六枚	貳枚	壹枚
長崎村之内 小嶋郷 同 但	55 ～57 抜荷御制禁之儀ニ付	三枚	壹枚
浦上村淵郷之内 道生田塩硝藏 同 但	メ 三枚		（メ一枚）
	58 ～61 御塩硝藏近辺江無用之輩徘徊仕間敷農業に出候者火之元猥ニ致間敷堀切より内江用なくして出入仕間敷趣	右 三枚	（メ一枚）
	揚り場江用船よせ申間敷趣	壹枚	（メ一枚）

前述した「A」帳でも述べたが、「B」帳を含め両帳には各札に付された筈の年次・発令名が記されていない。ほか、「A」「B」帳に収載された長崎高札（場）が享和二年から安政三年まで変化がなく殆ど同様に記されている。その理由については史料上未詳であるが、背景として幕府の高札政策が近世前期の施政（將軍の代替わりや改元を機として更改）から、八代吉宗以降焼損や朽損以外の札更新は行われず「新札掲出」方式に転換されたことにあろう。長崎高札（場）について仮称しⅠ「正徳四年幕府公定長崎札」（慶長年間～正徳四年まで）、Ⅱ「正徳五年以降長崎公定札」（正徳五年～安政三年まで）と上述した所以である。

そこで改めて「B帳」を見ておくと、当然のことながら（各札には年次・発令者名（奉行・奉行名）が付されていたこと。（②重要な高札類が、幾つかの高札場に分散して掲出されている特徴が知られる。

(一) 各札の記載について、松浦東渓が文化八年（一八一二）集成した『長崎古今集覽』卷之四「御高札御奉書諸御触書御壁書等写大略<sup>30</sup>」を参照する。東渓は「正徳元辛卯年、去ル延宝八年被達置之切支丹訴人囑託銀ノ御高札、并毒薬似セ薬種御制禁等之御高札、共ニ文言御書改之二串、外ニ今度新規之御高札二串共ニ被建之」（『長崎古今集覽上巻』二九七頁）と伝える。そこで正徳年間（一七一一～一五）の高札を見ると「正徳元年五月日 奉行」、「卯十月日 奉行」名、「卯十月日（発令者記載なし）」。「正徳二年八月日 奉行」、「正徳四年二月日 奉行」、「正徳四年八月日 奉行」などの記載が見える。以降は「享保十七子（発令者名なし）」、「宝暦三年酉六月 備後・加賀」ほかを記している。うち「宝暦三年酉六月 備後・加賀」については、宝暦三年（一七五三）癸酉、発令者の備後は石谷備後守清昌（宝暦十二年～明和七年在任）、加賀は新見加賀守正栄（明和二年～安永三年）で、年記とはズレがある。前掲A、B「長崎市中明細帳」収載の各高札に「年次」がどのように記されていたか。筆者には現物の高札資料を含め照合の手段を持ちあわせていないが、

旧来札の一部に「卯」年（正徳元年卯年）と記された場合があろう。以降の建札については、発令の年次が付されていた可能性があるまいか。

(二) 重要な高札類が、分散して市中の高札場に掲出されている。同特徴については、安高啓明氏が既に指摘している（前掲注10）。

#### ※八百屋町と他の高札場（高札名）

八百屋町、唐人屋敷大門（「伴天連渡海日本之武具異国江被持 渡日本異國江渡海御禁制」）

八百屋町、長崎村の内中川郷堂（「伴天連并切支丹宗門渡海御

た『長崎古今集覽』卷之四「御高札御奉書諸御触書御壁書等写大略」を参照する。東渓は「正徳元辛卯年、去ル延宝八年被達置之切支丹訴人囑託銀ノ御高札、并毒薬似セ薬種御制禁等之御高札、共ニ文言御書改之二串、外ニ今度新規之御高札二串共ニ被建之」（『長崎古今集覽上巻』二九七頁）と伝える。そこで正徳年間（一七一一～一五）の高札を見ると「正徳元年五月日 奉行」、「卯十月日 奉行」名、「卯十月日（発令者記載なし）」。「正徳二年八月日 奉行」、「正徳四年二月日 奉行」、「正徳四年八月日 奉行」などの記載が見える。以降は「享保十七子（発令者名なし）」、「宝暦三年酉六月 備後・加賀」ほかを記している。うち「宝暦三年酉六月 備後・加賀」については、宝暦三年（一七五三）癸酉、発令者の備後は石谷備後守清昌（宝暦十二年～明和七年在任）、加賀は新見加賀守正栄（明和二年～安永三年）で、年記とはズレがある。前掲A、B「長崎市中明細帳」収載の各高札に「年次」がどのように記されていたか。筆者には現物の高札資料を含め照合の手段を持ちあわせていないが、

旧来札の一部に「卯」年（正徳元年卯年）と記された場合があろう。以降の建札については、発令の年次が付されていた可能性があるまいか。

(二) 重要な高札類が、分散して市中の高札場に掲出されている。同特徴については、安高啓明氏が既に指摘している（前掲注10）。

右のうち、伴天連・切支丹関係の制札類は多項目の雑事高札文と併せ五札となり、八百屋町、唐人屋敷大門、長崎村の内中川郷堂、浦上村の内山里郷、長崎村の内小嶋郷などに掲札された。もう一つは抜荷関係の禁札で、唐蘭人との直買と併せ禁止された。それらの高札は、八百屋町、大黒町、西浜町、出島蘭館、大波戸、大黒町、西浜町、長崎村の内小嶋郷などに掲札された。ほか、抜荷貨物の正規取引について、薩摩（白糸紗綾）・対馬（蓬砂薬種類唐物）経由の商品と区別すべく「五カ所宿老手板証文」により取引することなど、八百屋町高札場で制令している。

『長崎市中明細帳』〔A〕～〔B〕帳所収の高札（場）記録が「不

制禁」

八百屋町、長崎村の内中川郷堂、浦上村の内山里郷、長崎村の内小嶋郷（「切支丹宗門訴人江御褒美可被下趣」）

八百屋町、長崎村の内中川郷堂（「伴天連いるまん切支丹不可隠置、異国住宅の日本人於帰朝者不可隠置、人売買御停止、請人無之者ニ家を売宿かすへからず、武士の面々異国人より買物御停止、異国人の物を買取銀子遅々すへからず、振買に来るもの両隣ニ見せずして不可買取、似せ金銀不可吹出、分銅秤の類後藤うつし之外取やりすへからず、喧嘩口論博奕御停止」）

八百屋町、大黒町、西浜町（「抜荷御制札の儀ニ付」三枚）  
八百屋町、出島蘭館、大波戸、大黒町、西浜町、長崎村の内小嶋郷（「抜荷密売は重御制禁ニ付前々より申渡候趣弥以堅く相守唐紅毛人より代物を以致直買致し候者共者聊之品たり共已後死罪たるへき趣」三枚）

変」とされた理由は史料上未詳であるが、正徳元年（卯年）～四年整備された高札（場）が後世の範とされたことにあるまいか。故に、その後の建札・掲札が「省略」されている可能性があるまい。如上は試論であり、幕末～維新期の高札（場）を含め究明が必要とされよう。それらについては後考に委ねたい。

以上、近世初期から後期まで高札（場）の変遷を見た。大略を計算すると【表1】となる。

### 三 長崎高札場と周縁地

本章では桜町・八百屋町、出島、唐人屋敷の高札（場）について、それぞれの起源と造設の諸過程、「捨札」に関する極刑事例を見ていく。

最初に高札場で執行された極刑について科罰の法的背景と史的過程を若干摘記しておこう。高札場で執行された極刑として、天和年間（一六八一～八三）綱吉政権下で執行された事例では主従・家族間の忠孝（人倫秩序）問題が重視された。ほか、元禄十三年（一七〇〇）出島蘭館前で執行された磔刑、文化十三年（一八一六）唐人屋敷前で処刑された事例では抜荷問題が重大視された。

右のうち忠孝の価値観と法制については、幕政初期の慶長十八年（一六二三）家康が将軍秀忠の名で発布させた伴天連追放文で「日本者神国仏國而尊神敬仏、專仁義之道匡善惡之法」と記し（『近世長崎法制史料集1』一〇〇頁）、寛文三年（一六六三）以降の武家諸法度で「不孝者罪科」と制定していた（『御触書寛保集成』五号）。抜荷問題については、幕府が寛永十二年に法制化し発布した对外基本原則としての「鎖国」に抵触する事案であり「嚴禁」事項とさ

れたが、科罰の法制を含め変遷がある。前後輻輳するが、抜荷と抜荷罰について幾分の過程に触れておこう。唐蘭貿易と抜荷問題は寛文・延宝期以降、京坂への流通問題から後年表面化する薩摩ルートまで密接かつ複雑に連関し進行した。幕府は（一）違反者に対し生命刑としての厳罰と極刑を科したが、（二）享保期以降告訴奨励に転換（身体刑）、（三）寛政期以降再度生命刑に戻すなどの変遷を経た。

（一）寛文三～六年（一六六六）の伊藤小左衛門等による朝鮮王国への抜船一件、延宝四年（一六七六）の末次平蔵の密貿易一件の発覚など鎖国体制を揺るがす難問が出来した。次いで天和三年（一六八三）以降清王朝による台湾領有が確定されると、大陸沿岸で敷かれた海禁政策が解除され、周知の唐船激増の事態が生じた。

幕府は貞享二年（一六八五）唐船の貿易額を六〇〇〇貫、蘭船貿易額を三〇〇〇貫とする定高仕法制に踏み切り、元禄元年（一六八八）唐船数を七〇隻に限定した。来航唐船は長崎湾内外から西～北九州沿岸にも来航し、抜荷売買が横行・頻発した。幕府・長崎奉行は抜荷商売に対し厳禁・厳罰策を継続し、違反者には磔刑ほかの極刑を課して制圧と沈静化を図った（『近世長崎法制史料集2』三一〇頁）。正徳四年（一七一四）には、抜荷禁制の高札二串を建札している（『長崎実録大成正編』第三卷）。

（二）享保三年（一七一八）吉宗政権は沿岸の諸大名に命じて漂流唐船の制圧を進める一方、抜荷罪について、生命刑停止と耳鼻削ぎなど身体刑採択による告訴褒賞政策への刑政転換に踏み切っている。<sup>31</sup>（三）寛政元年（一七八九）家齊政権は、抜荷罪について「死罪」を復活させていた。享保以降の制令においても抜荷取引は厳禁されたが、他方では弛緩する傾向が生じたことにある（『御触書天保集成下』六三二号）。

【表1】長崎の高札場と高札数抄

	慶長2年頃	元和5年頃	寛文7年頃	延宝8年頃	正徳4年頃	文化4年	安政3年
大波止	1	1	1	1	2	2	2
くるす町		1					
桜町			7	7	12		
桜町堀端					1		
八百屋町						16	16
出島蘭館			5	2	2		
出島門前						3	3
小川町			2				
小川町橋際					1		
小川町川筋					1		
ゑひす町			2				
牢屋堀之前			1				
浦五嶋町			1				
浦五嶋町中波戸					1		
船津町			2				
船津町大橋際					1		
船津町横手川筋					1		
梶嶋町			1		1		
唐人屋敷				2 ママ	5		
唐人屋敷大門前				2		3	3
唐人屋敷二ノ門前						3	3
浦上村山王前				3			
浦上村の内山里郷					5	6	6
浦上村淵郷の内小瀬戸						8	8
浦上村淵郷の内道生田塩硝蔵						4 (揚り場1)	4 (揚り場1)
浦上村馬込郷の内御船蔵塩硝蔵						1	1
浦上村神崎・太田尾石火矢台二ヶ所						4(各2)	4(各2)
長崎村				3	5		
長崎村の内中川郷						6	6
長崎村の内小島郷						3	3
小瀬戸村				4	7		
山里村の内					5		
稻佐塩硝蔵					1		
大黒町海手					1		
大黒町						3	3
西浜町						3	3
北瀬崎米蔵						1	1
高札場所数	1	2	9	7	17	15	15
高札数	1	2	22	22	52	66	66

### 1 桜町高札（場）の諸過程

長崎最初期の主要な高札場は、桜町に設置された。同町は教会領時代、きりしたん墓地が造られ「くるす町」と称された。越中哲也氏が翻刻した『長崎拾芥<sup>32</sup>』の一節では「桜町古ハくるす町と名付、切支丹共死人を葬る墓在り、籠屋之辺迄も続て有しか、是には墓ハなくて空地にて有、其後南蛮人御停止有之、彼か死骨を堀捨て其後に町造りすると云」と伝える。

**桜町高札場の起源** 日本側史料では未詳であるが、キリスト宣教師の通信から元和初年（一六一五）の頃には桜町の町内に札場が設置されていたことが推察される。佐久間正氏が紹介したドミニコ会司祭フランシスコ・モラーレス Francisco Morales の一六一九年三月二十三日（元和五年二月八日）付文書では、マニラの修道院長に宛て「広場で公衆の面前に一五〇ペソの価値の銀三十本を板台の上に置く」、「この町で盗みのため徒党を組んで放火した者を訴えた者に、この銀を与える」、「その下に修道士を訴え出した者にも同様である」とし、「この銀の番をするために選ばれた最初の者は、この町（クルス町）のロザリオ信心会の組親であるキリシタンでした」と記す。この組親は修道士告訴の嘱託文<sup>33</sup>が追記されたことを知り、見せ銀番を拒否して投獄されたと伝える。<sup>34</sup>

もう一つ、同会司祭のフライ・ハシント・オルファネール Facinto Orfaneli が記した一六一九年十月二十五日（元和五年九月十八日）付文書では「広場の高い所に賞金として三十個の銀の延棒が置かれ、その下に次の文が書いてありました。盜賊あるいはパードレを発見し訴え出た者にはこの銀を与える」とし、銀の番人で投獄された人名を「パブロ黒木」と記している。<sup>35</sup>

同上の二文書は盜賊に加え、宣教師告訴褒賞が発令された際の現

銀と札文となる。故に盜賊告訴褒賞札（嘱託銀提示）が最初で、その後同札にパードレ（伴天連）告訴条項が追記され、「複合札」として掲出されたこととなる。現銀は衆人への見せ金として告訴板とセットとされ、後年に引継がれた。盜賊・殺人犯追捕に関する嘱託札の先例として、豊臣政権の「金子廿枚の高札」令、秀忠政権の元和四年五月日付「辻切有之時嘱託札」の例などがある。<sup>36</sup>

右高札の掲出時期については、長崎代官（奉行）長谷川左兵衛藤広の晩年（元和三年十月二十六日死去）ごろから、同跡職を継いだ長谷川權六藤正への代替わりの頃である。余談ながら、この時期の長崎政界では長崎郷地の代官村山等庵と豪商末次平蔵が主導権を争い、存亡を掛けた激烈な権力闘争が展開されていた。<sup>37</sup>

札と銀が掛け置かれた場所は、街中の「広場の高い所」とされている。同上のキリスト教訴人嘱託制度は將軍家光により採択され、寛永十六年（一六三九）以降公儀褒賞として全国で施行していくこととなる（注11）。

**桜町高札場の移設** 桜町高札場では建札が逐次増加されたが、延宝八年（一六八〇）桜町・豊後町の境界に札場が移設された。名称は引き続き「桜町札場」と呼ばれている。本稿では行文上、旧来の高札場を「桜町旧札場」（旧札場）、移転後の場所を「桜町新札場」（新札場）と表記しておこう。

桜町新札場について、田辺茂啓は「御料地高並御高札役屋敷等之部」（『長崎実録大成』第三卷）で、次の記事を残している。<sup>38</sup>

一延宝八年八月豊後町掛り水溜リノ所ニ土石ヲ埋メ、左右石垣ヲ築、御高札場被引移之、柵内入二間六寸 長六間四尺二寸、但昼番一人、夜番三人宛相勤シム

同上については、桜町旧札場から新札場への移転を示す貴重な記録となる。新札場は沼地であつたろうか。「豊後町掛り水溜りノ所」を埋め立て盛土の左右側面を石垣造りとし、敷地に柵を付設したとする。柵内の広さは「入二間六寸 長六間四尺二寸」の記事から一三坪余りの規模となろうか。

新札場への移転と経緯について未詳であるが、移転がなされた延宝八年は長崎奉行として市法商法を施行し、長崎内外の町割や代官末次平蔵の改易（大闕所）問題など市政に剛腕を揮つた牛込忠左衛門重添（寛文十一年五月任→天和元年四月辞）最後の在勤年であり、同奉行の構想と施策の下で新札場の構築と整備が推進されたことが推測される。

新札場の管理は嚴重で、「昼番一人、夜番三人宛相勤シム」とされている。その下に嘱託銀が掛け置かれたが、田辺茂啓は「一天和元年嘱託銀二百枚相増、都合五百枚ト成ル、但豊後町・桜町・勝山町三町年番ニ相預リ置ル、毎月朔日ヨリ五日迄柵内ニ令掛ラル、尤火災ノ節ハ豊後町、出来鍛冶屋町、両町火消等引連レ相詰ル」と伝える。うち伴天連訴人への嘱託銀「五百枚」の高札令は、五代将軍に就任した綱吉により延宝八年（一六八〇）八月訴人告訴の褒賞札として前例のない高額を付して発令されていた（『御触書寛保集成』三四号）。同上現銀は豊後町・桜町・勝山町の町年番の預かりとされ、毎月「朔日ヨリ五日迄柵内」に掛置かれたこととなる。

桜町新札場各札の配列・順序がどのようになされたか未詳であるが、嘱託銀は管理保全と街路から観覧され易い位置で、きりしたん訴人褒賞札に添えて「台」に置かれたことであろう。同札場は明和二年（一七六五）八百屋町に移された。後述する。

桜町高札場と極刑 桜町新札場では、獄門・磔刑に処された重罪

人が遺体を含め一部曝された。天和期（一六八一～八四）の事例三件を見る。同年代の治世は、「賞罰嚴命」を施政原則とした綱吉政権の初政期にあたる。<sup>39</sup>

天和元年西三月の曝一件 船番の吉田権七は実母と遊女を殺害後自害したが「見懲」<sup>40</sup>のため、同人の首が桜町札場に曝された。森永種夫氏が編刊した『犯科帳』では、次の記事を収めている。

船番 吉田左次兵衛惣

一 吉田権七 西二歳弐拾二

此者酉三月廿二日之夜かつ野と申遊女を召連船番山口由兵衛出嶋泊番之留守江參座敷江立入候ニ付由兵衛小者主人侘出候

間罠出候様ニと申断候得共不致承引彼遊女と兩人臥居候、權七実母夜更由兵衛宅江尋來リ立腹之上高声ニ不届之段申候之処權七起上リ脇指を以一太刀ニ母を切殺遊女共其場を立退候、然所馬込せばた山道脇ニ而右遊女を致殺害其身及自害相果有之候を翌朝見出候、雖然大罪之者故為見懲於桜町札場權七首三日曝之

もう一つ、森永種夫氏が校注した『寛宝日記』<sup>41</sup>では次の記事を残している。

一右同酉三月廿二日之夜、舟番組之内吉田左次兵衛惣領權七儀、遊女を家内江忍入置候ニ付、母異見仕候処、母を切殺致欠落候得共、せばた山ニ遊女を刺殺、其身も自害仕候、大過之者たるに依て、桜町札之辻ニ首ごく門ニ掛七日御さらし被成候事

双方を突合すると実母を殺害した場所で相違があるほか、『犯科帳』記載の「權七首三日曝之」と『寛宝日記』の「首ごく門ニ掛七日御さらし」と日数に相違がある。理由は未詳であるが、後述する江戸の獄門首では「晒日数三日二夜」「捨札者三十日建、取捨」とされている。權七の曝首に「捨札」が添えられたか記されていないが、罪科・罪状の告示は見懲しの必須要件である。桜町新札場に「捨札」が掲出された可能性があろう。

もう一つ、權七の晒首と「捨札」が桜町新札場の柵内に置かれたか、柵外であったか判明しない。とはいへ『犯科帳』では「桜町札場權七首三日曝之」、『寛宝日記』では「桜町札之辻」と記載しており、高札場の柵内とその周縁地を含め高札場と認識されていたことが知られる。

天和二年三月の梶首一件 唐津出身の左兵衛は長崎外浦町の篠崎

平吉に奉公したが解雇され困惑。再三嘆願したが、雇主の平吉は不

承知で、左兵衛に恩銀・旅費を与えて離別とした。左兵衛には不満で平吉を襲い、数ヶ所傷付けて逃亡の末「自害」した。左兵衛の遺体は桜町高札場で獄門に処されたが、『犯科帳』では次の記録を載せている。

生所 唐津之者之由

一 左兵衛 戊二歳貳拾

此者戊三月廿日之夜於外浦町致自害候得共存命ニ而有之候、

同町篠崎平吉と申者夜前何者共不知不慮ニ切掛け手負候旨乙名中村五郎兵衛訴之候付以檢使遂僉議候處左兵衛儀右平吉下人ニ而候得共主人不入氣候ニ付暇を可遣之旨相合之候處今程

一 碓ハ申付候定めより前、牢守へ用意之儀申付候へ者、穢多江申付候事

同一件について、『寛宝日記』では次の記録を残している。

一 右同戌三月廿日之夜、外浦町篠崎平吉を下人切疵余多負せ、其身ハ西御屋敷大波戸門之内ニ而自害仕居申候、重罪之者たるに之間、桜町札之辻ニ首三日御さらし被成候事（『寛宝日記』二五〇頁）

同上では左兵衛が「西御屋敷大波戸門之内」で自害したとし、前述の「致自害候得共存命ニ而有之」（『犯科帳』四二頁）とする記述と相違する。左兵衛は瀕死の重傷で発見され捕囚、その後死亡したこととなる。この一件でも、桜町札之辻に曝されたことが判明したことはある。この一件でも、桜町札之辻に曝された首に「捨札」が付された可能性があろう。捨札について前述した大岡清相は、刑場で執行する磔刑と捨札について次の記述を残している。

奉公之有付有之間敷必定可及飢候間暫召使給候様ニと再三歎候得共兼而不所存者故平吉承引不仕、いまた雖年季之内候恩銀免其上路錢等為取之去十日暇出候、然處左兵衛意恨存平吉家内を出候處ニ戸口待請數ヶ所薄手負せ其身も蒙疵其場を逃去右之通之仕方双方之申口令決定候、彼左兵衛儀対古主已忘先非不義之効依為重科之者、同廿一日令刎首於桜町札場獄門ニ曝之候（『犯科帳』四二頁）

附、捨札者筆者相認候之事（『崎陽群談』一五〇頁）

右から磔刑の場合、「筆者」が捨札を記したことが知られる。「筆

者」は奉行所の「玄関脇小部屋」に詰めた年行司の属僚である（<sup>42</sup>同上、一〇七頁）。

天和二年十月の兄弟間争論 筑前博多の市兵衛は兄の半右衛門を「きりしたん宗門之唱」者と訴え、天和二年七月長崎奉行所で詮議されたが、市兵衛の訴追が虚偽であると判明し極刑に処されている。『犯科帳』では、次の記録を留めている。

松平右衛門佐領 筑前博多中嶋町之者

一市兵衛 戊二歳廿九 戊七月十八日籠舍

此者之兄半右衛門薩摩於金山切支丹宗門之唱いたし候由右市兵衛依命訴人則從右衛門佐戊七月十八日被搦越之召出段々遂穿鑿候処金山ニ罷在候内私儀を兄半右衛門徒者之様二人々ニも申触中をも違其上兩度まで所之町奉行江相断金山を被追払候段重々無念ニ存此依遺恨きりしたん宗門之唱仕候由申出候、実ハ偽之由拷問之上載白状候ニ付右之趣江戸江相伺候処対兄偽申かけ重科之者候条長崎町中引渡磔ニ可申付之旨依御下知、戌十月二日町中引まはし同四日まで桜町札場曝之、同晚於西坂はりつけ二行之（『犯科帳（一）』四四頁）

『寛宝日記』では、右の市兵衛一件を次のように伝える。

一右同戌十月二日筑前博多中島町市兵衛と申者、兄半右衛門江邪宗門之虚説申掛候ニ依て、筑前より当所江送り参申候、御

詮議被遊候処、半右衛門儀無別条旨申挑候故筑前江御帰シ成候、市兵衛儀町々引渡シ、其上桜町札之辻江三日御さらし、西坂ニ而はつ付ニ被仰付候事（『寛宝日記』一二五七頁）

両史料に見える、「右衛門佐」「筑前」は、福岡藩主黒田光之。要旨は半右衛門・市兵衛兄弟が薩摩の金山に出稼ぎ中仲違いし、弟が兄を「切支丹宗門之唱」者と告訴。奉行所で穿鑿と拷問の末、弟側の誣告と裁断。江戸伺いを経て「町中引まはし同四日まで桜町札場曝」、西坂に移され磔に処された一件となる。兄の半右衛門は訴訟中一時籠舎とされたが、判決で「御構無之候条何方ニ罷在候共其身勝手次第」とされ、身柄は福岡藩に引き渡されている。

右はキリシタンの嫌疑について、兄弟間で争論された悲惨な一件であったが、弟が重罪とされた理由は「対兄偽申かけ」たことにあろう。同一件は、綱吉政権が重視する忠孝倫理観の一つ（五常「長幼の序」）に抵触したことが推測される。

なお『犯科帳』所収市兵衛の上記文中に、キリシタンの宛字について「切支丹宗門」と「きりしたん宗門」と両様の記載がなされている。同上の混用については将軍綱吉の諱を避け、吉利支丹・きりしたん、幾利紫旦・貴理師端など從来多種になされた宛字が切死丹、次いで切支丹に表記されていく過渡期の一例となる。<sup>43</sup>

如上三件は天和元年から三年に生じた事件であったが、幕府は天和二年七月十八日忠孝札ほかを諸国に発令。長崎では、桜町に掲出させていた。同札については『長崎御役所留』のほか『長崎港草』第十に収録されている。忠孝札については、その1条で「夫婦・兄弟・諸親類にむづましく召仕に至るまで憐愍をくハふへし」、3条で「恶心を以て或いはり：人の害をなすへからず」、5条で「喧

「論令停止」と記し、罰則として末尾に「違犯の輩は可被処嚴科旨所 被仰出也」と規定。奉行名で桜町高札場に掲出している。特に市兵衛の一件では、原告を町中引廻し・桜町札場で三日晒、西坂で磔刑に処したこととなる。綱吉政権にとつては、人倫秩序維持の上で容赦なく不法者を断罪。高札場で往来の士民（農工商）に身柄を曝させ、「嚴科」を人々の目の当たりに見せつけたこととなる。

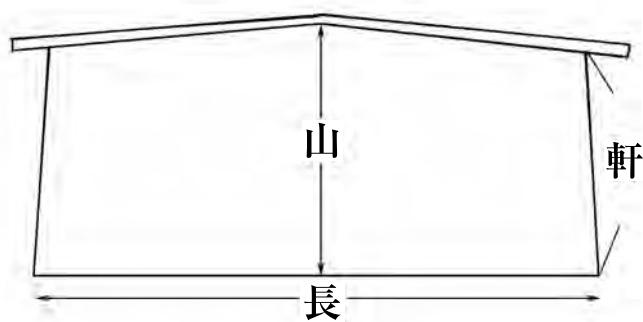
もう一つ、幕府は忠孝札など三札に関連して板札のサイズを細かく指定している。少し長くなるが、次のようにある（長崎御役所留『近世長崎法制史料集2』一二二頁）。

天和二戌年六月十四日御高札御下書三通・同札板寸方御書付  
到来、同七月十八日桜町札場ニ建ル

五月廿九日 戸 山城守  
阿 豊後守  
大 加賀守

高札板寸方の覚  
忠孝の札  
一長七尺八寸  
軒高壹尺七寸  
にせ薬種の札  
一長七尺三寸  
軒高壹尺六寸  
山高壹尺八寸  
厚式寸

差出は老中の戸田山城守忠昌・阿部豊後守正武・大久保加賀守忠朝、宛先は長崎奉行宮城監物和充。老中は高札文下書の三通とともに、各札板について「長・山・軒」のサイズまで字数・行数にほぼ合わせて指定したことが知られる。【図2】参照。



【図2】高札各部（長・山・軒）の名称

高札については、中・近世の諸段階からコマ型・四角形など大小多様な形状があり得たと思うが、以降板の「厚薄」から、字数・行数に応じた「山・長・軒」のヤネ型札が準用され、長崎でも範例とされていくこととなる。

八百屋町へ高札場移転  
桜町新札場は、明和二年（一七六五）八百屋町に移された。『長崎実録大成』第三卷に「明和二年八月御高札場立山御役所下八百屋町ニ被引移之」と見える。移転の理由については明瞭でないが、桜

町札場が手狭になつたことにあるうか。同跡地には、同年「時鐘撞樓」が移築された。前掲した享和二年稿（文化四年集成の「A帳」）『長崎市中明細帳』（「13／82・2／1」）「陸手内町 桜町」の項に次の記載が見える。

#### 一時鐘撞樓

是者今籠町之上高野平郷之内ニ有之候を明和二酉年惣町より依願御制札所跡明キ地江引移シ申候、尤市中貰銀入用を以建替鐘撞之者式人附置有之候

八百屋町高札場は、立山奉行所屋鋪や高木氏代官の役宅至近地となる。【図3】参照。八百屋町の高札場では制札番が昼夜付され、夜間八百屋町の自身番所が担当した。安永四年（一七七五）未八月付月役乙名・年番乙名連名の書上げに、次の記述がある。<sup>46</sup>

一八百屋町御制札場江掛り候囁咤銀之儀、毎月掛候前日、同町乙名御役所江御届申上候上、長崎会所より請取、正月ハ四日より八日迄、二月より十二月迄は、朔日より五日迄、昼計掛置申候、尤夜分ハ同町乙名宅江差置、掛け仕舞候翌日、猶又御役所江御届申上、直ニ長崎会所役人方江相渡申候、右銀掛候間昼夜之儀ハ、同町八平次相勤、夜分御制札番之儀、同町自身番所之者より相兼申候

但、前々は御制札場桜町江御建被置、豊後町勝山町桜町三町二面、壹ヶ年宛支配仕、囁咤銀ハ乙名宅江預置、毎年十二月廿日、陸手月役乙名立合請取渡仕、預証文陸手月役加印形仕、年番年寄方江差出申候、右銀掛卸之儀は本文之



【図3】①八百屋町高札場・②桜町・③出島蘭館・④唐人屋敷・⑤立山御役所・⑥西御役所  
長崎歴史文化博物館収蔵「肥州長崎図（享和2年版改版）」を一部加筆

通ニ御座候、然処明和武西年、御制札八百屋町ニ御引移被遊候、以後本文之振合ニ相成申候

右から八百屋町には高札類を含め、嘱託銀が桜町から移されたこと。嘱託銀は同町乙名が奉行所に届けて現銀を長崎会所から受取り、例年正月四〇八日、以降毎月朔日より五日迄「昼計掛置」、夜間は乙名が預かつたとする。昼番は「同町八平次」、夜間の制札番は自身番所が担当したこととなる。

嘱託銀「伴天連銀五百枚」の金額については、上述した享和二〇文化四年集成『長崎市中明細帳』〔A帳〕所収「陸手外町八百屋町一御制札所 但拾四枚 壱ヶ所」に、「嘱託銀 五百枚 銀高弐拾壹貫五百目 是者例月朔日より五日迄掛之、但正月四日より八日迄掛之」と見える。同上記事から、「嘱託銀五百枚」を金銀錢三貨に換算しておこう。三貨は元禄十三年（一七〇〇）から「金子壹両二銀六拾目替」「金子壹両ニ四貫文替」と改定された（『御触書寛保集成』一七六七号）。うち銀一枚は銀十両、その重量は四三匁であり「銀四三匁の枚包を銀一枚<sup>47</sup>」と称した。すると「五百枚 銀高弐拾壹貫五百目」とする上述記事から、金貨では概数で「三五八両」余となる。錢貨では「一四三二貫」余となる。伴天連告訴の褒賞額は、他札の嘱託銀では類を見ない褒賞額であった。余談ながら褒賞銀の支払いは、末次平蔵の所管で行われており、寛文八年（一六六八）熊本藩の鶴獅ヶ瀬村の両名に銀五拾枚・三拾枚を賜与した事例がある（『近世長崎法制史料集1』二六九頁）。

八百屋町で掲出された近世後期の高札については、前掲した文化四年集成の『長崎市中明細帳』から高札記録を前章で摘記した。各札の特質について本稿で立ち入る余裕はないが、桜町・八百屋町高

札場で建札され肥前長崎を内外の諸国・諸地域に知らしめた代表的な高札は、家光政権が寛永十二年（一六三五）発令した禁制三か条であろう。若干後先となるが、同札について関連する周縁事項を次に素描しておこう。

寛永十二年の制札 同札は伴天連来日・日本の武具輸出・日本人出国禁止を記した高札である（以下三か条）。同札について日本側の記録では管見し得ないが、オランダ側の史料から一端が知られる。同年六月平戸蘭館長は着崎する長崎奉行を表敬訪問し平戸・長崎間を往還。一六三五年八月十六日（寛永十二年七月四日）の日記で、長崎では「宣教師をつれて來ること、及び灰吹銀の輸出、ソーマ銀、刀、鐵砲の輸出禁止等について、告示が出された。日本船、日本人の出帆は許されず、外國からも帰れない。長崎に居住するシナ人も同様である」と記している。同文は平戸に帰還した蘭館長が長崎駐在蘭館員の手紙を平戸で受け取ったとされており、長崎奉行は着崎後間もなく上記の「三か条」を市中に発令し、高札場に札書を掲出させた過程が知られる。蘭館長は、在留唐人も同様と措置されたが、以下の日本文には見えない。

長崎で記録された最初の三か条については、『長崎御役所留』第一帳冒頭に雛形文として残されている。幕府が長崎奉行に発給した職務定則（御渡物<sup>50</sup>）と併せて見ておく。

### 禁制 肥前国長崎

#### 一 伴天連乗渡日本事

#### 一 日本人令渡海異国事

右条々於有違犯の族は速可被処嚴科の旨依仰下知如件

寛永十二年五月二十日家光は、この年赴任する長崎奉行榎原飛驒守職直・仙石大和守久隆を引見している。「幕府日記<sup>51</sup>」を見る。

一仙石大和守・榎原飛驒守長崎へ被遣付而御前江被召出御用品々被仰付為御暇黄金十枚宛御帷子羽織、右両人ニ被下置之の輸出禁止条項を除く次の細則が含まれている（抄文）。

文中に見える「御用品々」について記載はないが、家光が老中名で兩奉行に下した職務定則（御渡物）と上記の「三か条案文」が含まれていたことであろう。職務定則には、高札三か条の日本製武具の輸出禁止条項を除く次の細則が含まれている（抄文）。

#### 一異國へ日本之船遣之儀、堅停止之事

一日本人異國へ遣し申間敷候、若忍ひ候而乗渡る者於有之ハ、其者ハ死罪、其船船主共ニ留置、言上可仕事

一異國え渡り住宅仕有之日本人來り候ハ、死罪可申付事  
一伴天連之儀、船中之改迄、念入可申付事（全一七条から抄）

寛永十二年 加賀守 豊後守 伊豆守

讚岐守 大炊頭

榎原飛驒守殿

仙石大和守殿（『近世長崎法制史料集1』一七九号）

差出は、老中堀田加賀守正隆、阿部豊後守忠秋、松平伊豆守信綱、酒井讚岐守忠勝、土井大炊頭利勝。充所は、榎原職直・仙石久隆（同前）。『長崎御役所留』所収の上記雑形「三か条」に「年号月日」と

記された理由は不詳であるが、上記の職務定則（御渡物）でも年記のみで「月日」不記載の文書として発給されていた。

同札は長崎で建札され内外に宣布された幕府の対外基本法（鎖国令）であり、近世長崎の歴史的位置を特質付ける高札となつた。諸国諸大名には、同地に例年下向した糸割符ほかの貿易商人により堺や京坂江戸の三都・諸国に伝えられたほか、西国諸大名には長崎奉行ほか諸藩の聞役・蔵屋敷、用達商人等により伝達されたことであろう。

なお「三か条」に年月が付された記録として、『長崎諸事覚書』第十に寛文六年七月五日付札が見える。次いで『長崎鏡<sup>52</sup>』に、延宝八年八月日付札三か条が収録されている。以降幕末の開国時まで「三か条」は、桜町、八百屋町と唐人屋敷で建札されている。

#### 2 出島高札場の諸過程

出島は寛永十三年（一六三六）長崎の有力町人二五人の出資と立て工事により築造された周知の人工島であり、市中とは架橋で繋がれた。当初の目的は長崎に入港したポルトガル船乗員（ボ・葡）の収容を目的としたが、同十四～五年の島原・天草一揆後ボ船の来航が禁絶され居住ボ人は退去した。十八年平戸のオランダ商館が出島に移され、オランダ人の日本における居住地とされた（蘭館、おらんだ屋舗）。

ボ人居住地の出島 ボ人入居の当初から、出島には出入り規制札が掲出されたことであろう。傍証として平戸から長崎出島に蘭館が移された際、出入りに関する高札が当初から掲出された例がある（後述）。寛永十五年（一六三八）島原一揆勢が拠点とした原城が陥落すると、一揆の棟梁として擁立された天草四郎と一族の首級が出

島で獄門に処された。その様相については「一島原一揆張本益田四郎首、一同四郎姉首、一同四郎姉智大矢野小左衛門首、一同監物首以上首級四出島前ニ獄門ニ掛ル」（『長崎拾芥』五五頁）であったという。同獄門にともない、一揆と四郎一族を弾劾する罪状が捨札として「出島前」に掲出された可能性がある。

出島蘭館の出入り高札 平戸のオランダ商館は大目付（長崎御用）井上政重の通達に従い寛永十八年長崎に移転したが、蘭館長は一六四一年八月十九日（寛永十八年七月十三日）出島で町年寄と会談。<sup>53</sup> 居住の家賃など交渉中、蘭館の入口に制札が掲出されたと聞かされ日記に書留めている。

（蘭館長は、）次の事が制札で掲示されたことを聞いた。

一日本人はオランダ人と共謀して金、銃器、その他禁制品を輸出しではならぬ。この事を訴え出れば、たとえそれを関係していた者でも、多くの銀を與え—通常死刑である—罰を免ずる。

一オランダ人は許可を受けず島から出てはならぬ。また娼妓以外の婦人、日本の僧侶、乞食は島に入ることができぬ。

一諸船は島の棒杭内に入らず、その外を航行すること。

一以上を犯す者は刑罰に処す。

右のうち1条は、上述した寛永十二年の上記「三か条」制札の一  
条「日本の武具持渡異国事」となる。<sup>54</sup> 2～4条は村上氏が『通航一  
覧』卷二百四十四から引いて、同上訳文に添えた次の禁制とほぼ同  
趣旨となる。

一傾城之外女入事

一高野聖之外出家山伏入事

一諸勧進之者乞食入事

一出島廻ぼうじより内船乗入事

附、橋之下船乗入事

一断なくして、阿蘭陀人出島より外へ出事

右条々堅可相守者也

午八月日 権右衛門

甚三郎

本文の発令は午年で寛文六年（一六六六）、発令者権右衛門・甚三郎は長崎奉行の河野通成・松平隆見となる。蘭館長が一六四年の日誌に書き留めた寛永十八年の上記日本文禁札は未詳であるが、同年干支の「巳」を付し長崎奉行馬場三郎左衛門利重と柘植平右衛門正時の通称名で出された可能性があろう。<sup>55</sup>

もう一つ。「午八月日」付2条の「高野聖」について、蘭館長は一六四一年の上記日誌で言及していない。高野聖が出島の出入札に記入された時期は現段階で未詳であるが、寛文六年札に見える高野聖は真言宗の勧進僧（商聖）のことであろう。徳川家は高野山大徳寺に以下の施行を行っている。將軍家光は慶安二年（一六四九）高野山宗徒中に朱印状定三か条を発給。初代家康・先代秀忠の供養として二〇〇石を寄進し、「大徳院内」仏殿での法事と勤行を命じている。<sup>56</sup> 当然同年以前に將軍家と高野山大徳寺との間で、家康・秀忠の追善供養をめぐり施主と法事の関係があつたこととなる。高野山大徳寺と聖については、安永七年（一七七八）高野山聖方大徳院に勧進を認可している（前掲注55）。寛文六年午八月日付札で明記さ

れた高野聖の出島出入り許可条文は、長崎で在勤した「旗本」奉行の間で幕府の先君崇拝意識の昂揚があり<sup>57</sup>、高野聖の出島への出入りが特例認可され早期の段階で同条項が挿入された可能性がある。高野聖が蘭館での日用品供給や勧進活動を為したか未詳で、関連史料の発掘を待ちたい。

**出島蘭館の高札場** 長崎歴史文化博物館蔵『寛文長崎図屏風』（六曲一双のうち左半双<sup>58</sup>）では、出島の外と内に高札（場）が二か所描かれている。【図4】参照。

即ち出島に向って入口（架橋・門）手前の左側に、ヤネ付高札一枚が柵内に立てられている。これは前述した出入札となろう。ほかの一枚は、橋を渡り出入門を通った左側に同型の札が見える。札下部の矢来は人物像と重なり見えないが、札の高さは人物像の頭上に見える。同札は日蘭商人間の売買に関する高札であろう。その後出島蘭館の高札（場）は統合された。元禄三年（一六九〇）来日したE.ケンペルのスケッチでは出島に向かい、架橋前広場の右側脇に柵付の高札場が整備され、柵内に高札二枚が掲出されている。【図5】参照。

江戸後期の円山応挙「長崎港之図」（寛政四年（一七九二））では、出島架橋手前の広場右側に矢来（柵）が組まれ、切妻風屋根と二本柱の間にヤネ型札が二枚掛けられている。同図では串札ではなく「杭のない」掛け札に見える（『出島図』一三頁。ほか「石垣付」一二二頁）。【図6】参照。旧長崎市立博物館の図では、分かりやすく柵内・屋根下に高札二枚が描かれる。【図7】参照（『出島図』一二八頁）。出島蘭館高札（場）の位置と造りに、変遷があつたことが知られる。

**出島門前の磔刑** 長崎奉行は日・蘭人間で生じた犯罪について、日本側罪人を西坂刑場で処刑したほか、出島で共謀犯となる蘭人の

目前で処刑し、さらには蘭館門前で磔刑・敲刑など公開で執行する科罰例があった。

最初に、蘭人の目前で処刑した事例を見る。元禄四年（一六九二）喜兵衛と治右衛門は出島商売で蘭人と密売買し発覚、刎首獄門に処された。



【図4】出島の外（左側）と内（右側）の高札場  
長崎歴史文化博物館収蔵「寛文長崎図屏風（左双）」

筑前今津

一 喜兵衛 未二年三拾七 未九月三日籠舎

長崎金屋町

一 治右衛門 未二年式拾五 右同断

右兩人未九月出嶋商売之節ろいすと申す阿蘭陀人と令密談  
竜脳式百目役人共の目を忍買取候段令露頭候ニ付召捕遂穿鑿  
候處白状分明付江戸江相伺依御下知未十月廿一日於出嶋在津

之阿蘭陀人ニ為見之刎首行獄門

一 日本人令密談候阿蘭陀人

ろいす  
右筑前喜兵衛金屋町治右衛門と未之九月致密談竜脳壳候付江

戸江申上之帰帆之節向後ろいす儀日本江渡海為仕間敷之旨か  
ひたん江申渡候事（『犯科帳（一）』七〇頁）

処刑の場は「於出嶋在津之阿蘭陀人ニ為見之刎首獄門」とされて  
おり、両者の獄門首は出島門前の高札周辺で曝されたこととなるま  
いか。罪状は捨札とされ、その脇に付されたことが推測される。対  
する蘭人のロイスは再入国禁止（國禁）に処されている。

次に、西坂刑場の事例を参照しておこう。貞享三年寅（一六八六）

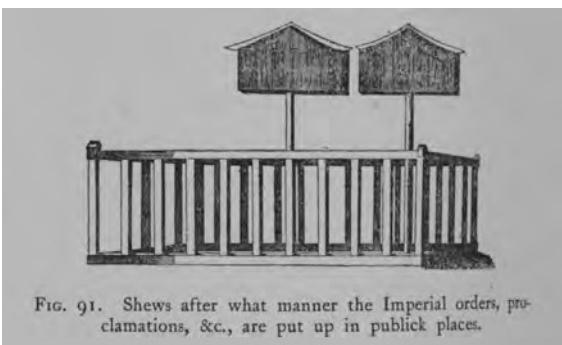
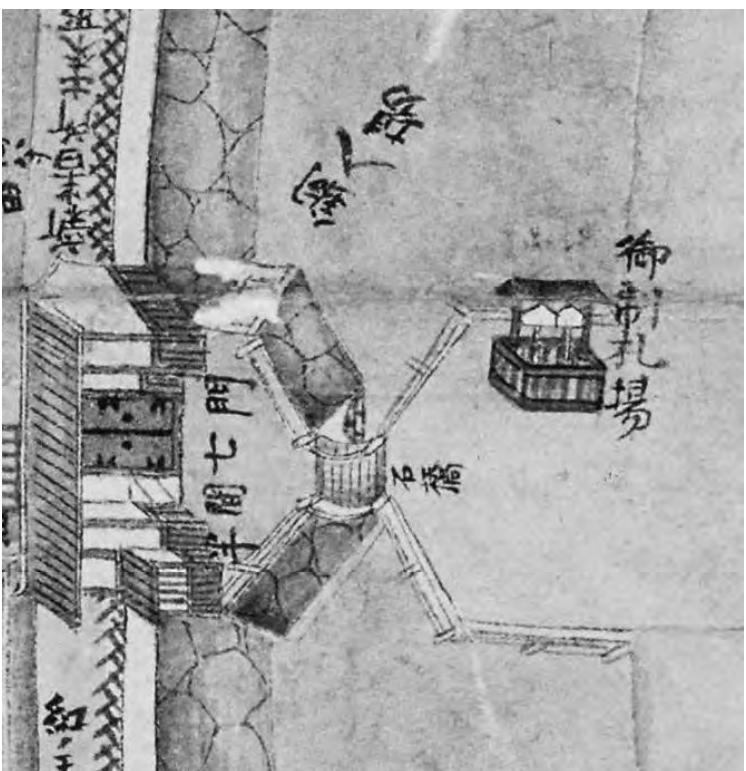


FIG. 91. Shews after what manner the Imperial orders, proclamations, &c., are put up in publick places.

【図5】出島蘭館高札（場）一柵付の高札場—  
長崎歴史文化博物館収蔵 ケンペル「日本誌」卷2



【図6】出島蘭館高札（場）一「杭のない」掛札—  
長崎歴史文化博物館収蔵 円山応挙「長崎港之図」



【図7】出島蘭館の高札（場）一柵内・屋根下に描かれた高札—  
長崎歴史文化博物館収蔵「出島図」

九月十八日執行された日蘭人共謀の「密談商売」一件を見る（以下『犯科帳（一）』五三頁）。

船大工町・家持こんぶらの善右衛門ほか二八人は、蘭人のよわのすはるまんとろう等八人と共謀し、糸端物を盗み出し売り捌いた。この罪科は発覚し「右武拾八人之者共於出島阿蘭陀人と令密談糸端物盜出シ商売仕候段詮儀之上致露顯其趣江戸江申上御下知如此ニ申付候事」とされ、善右衛門ら四人は西坂磔、一味の安兵衛ら四人が同日同所で刎首獄門、源七ら一一人は同所で斬罪、三助ら九名は「長崎十里四方」追放・立ち帰り死罪とされた。日本人と共に謀したよわのすはるまんとろう等蘭館員について、幕府は「右八人従江戸依御下知寅八月十三日手錠かけ兩かびたんニ預置日本人も死罪被仰付候間八人之者共於本国急度國法ニ可行之由申聞兩かひたん江相渡候事」と蘭国の刑法に委ねることを通告している。この一件は日蘭双方の醜聞であり、双方に衝撃を与えたことであろう。特に長崎奉行所では日蘭人の交渉に神経を尖らせることとなり、以降に影響を及ぼしたことが推察される。

次に元禄十三年（一七〇〇）三月二十二日、出島蘭館前で執行された磔刑の一件を見る。

生所 長崎万屋町 阿蘭陀稽古通詞

一 富永仁兵衛 卯年武拾五 卯十二月十九日入籠

此者御掟を相背うへいし并かると申阿蘭陀人より金子借用仕其上當閏九月十四日於出島かひたん部屋かひたん所持之懷

中時計盜取候段目付通詞并通詞仲間之者共より就相訴之召出

度々穿鑿之上令白状候処右之重科無紛剩金子借用之節令謀判付江戸江相伺之依御下知辰三月廿二日町中引廻し於出島門前

碑行之（『犯科帳（一）』八七頁）

文中の卯は元禄十二年、辰はその翌年となる。仁兵衛の罪科は蘭人二名から稽古通詞の立場を逸脱し金子を借用したこと、かびたん所持の懷中時計を盗んだことなどである。仁兵衛の罪科は重科とされ磔刑に処されたが、西坂刑場で執行されず「町中引廻し於出島門前磔」に処された。仁兵衛が磔に処された場所は、出島入口の架橋前の広場となる。その折の磔柱の位置・方向は未詳ながら、門前の右側には高札場が設置されていた。その周縁には、仁兵衛の罪科を記した捨札が立てられたことであろう。

仁兵衛の一件では、関係者が連累して処罰された。牢内で便宜を図つた者二名は死罪と籠舎に処されたほか、仁兵衛一家が連座して処罰された。当座の処分として父親は手鎖・町内預け、「類族」の弟妹四人は町内預けに処されたが、江戸伺いを経て同一族は「天草江遣之」「当地出入之儀堅令停止、立帰は可為曲事」とされ、流罪に準ずる長崎追放刑に処されている。仁兵衛と関係者への罪は重科とされ執拗かつ厳酷に執行されたが、法的には蘭館長の時計窃盗の罪科と「謀判」で金子を借用（実質詐取）したことにある。謀判は即「謀書」となるが、謀書の罪科は中世以来重罰とされた。江戸幕府も謀書を重罪とし、享保十七年（一七三三）極の文書では「偽之証文を以金銀貸借」をした者を死罪に処し、その旨を「乍存貸候者」も同罪に処すとしている。<sup>59,60</sup> なお蘭館前では、敲刑も執行されている。

### 3 唐人屋敷高札場略抄

長崎来航唐船の乗員は当初市中の町々に散宿したが、元禄元年一度々穿鑿之上令白状候処右之重科無紛剩金子借用之節令謀判付江戸江相伺之依御下知辰三月廿二日町中引廻し於出島門前

主殿頭忠房・松浦肥前守鎮信に実地検分を命じ、同年九月七日付文書で在府奉行川口源左衛門が在勤奉行の山岡十兵衛・宮城主殿に決定案を伝達し「十善寺御墓園を潰一構に可申付候」と指定した（『近世長崎法制史料集2』一六一頁）。

閑の構造については「少々から堀を掘せ屏懸廻シ成程しまり能様に可被仕候」と伝達し、市街地と閑との仕切りと遮蔽を指示している。その後「一閑」（構・唐人屋敷・唐館）の築造は突貫工事で推進され、翌二年閏正月二十七日には「今日壱番船・弐番船手廻り御改、唐人も則唐人屋敷江御入被成候<sup>61</sup>」と同屋敷への入居を開始している。以降奉行所は唐通事ほか番所の役人等を指揮し、唐人と長崎町民との隔離体制を強化した。

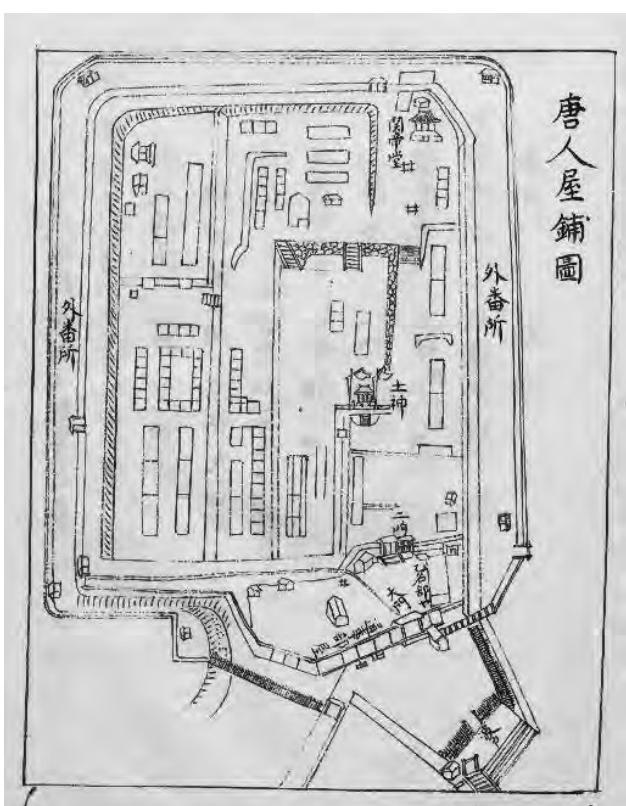
唐人屋敷の造営と高札場 唐人屋敷の構造は外郭（惣構）と内廓

（唐人居住区）からなり、外郭の大門と内郭の二ノ門を経て唐人と日本人関係者（唐通事ほか役人・遊女）が出入りした。大門前に波戸場が造成され、番所や土蔵が附設された。【図8】参照。

屋敷の規模は次第に拡張されたが、田辺茂啓は「唐館構之内六千八百七十四坪、大門内ト二之門外トノ間六百五十四坪六勺、外郭竹垣之内千八百三十五坪七合四勺」（総坪数九千三百七十三坪）とし、ほか「大門前の波戸場坪数百九十三坪」と記す（『長崎実録大成』第十卷）。大門前の波戸場では唐船を挽付け、船役が積荷を処置した（『唐通事会所日録』二六五頁）。元禄八年二月十七日の日録では、「南京漂流船」荷役の記事が見える。高札（場）については、従来「大門内の左は檢使詰所（中略）、右は二ノ門番所、探り番所少し離れて牢屋で、二ノ門の側に制札場がある」とされる。この点『唐通事会所日録』では当初から高札（場）は二か所あるとし、元禄二年四月二日二ノ門の前と門外に建札されたとする。

一 唐人屋敷御制札、二ノ門前二壱ツ、門之外二弐ツ、今日御立  
被成候（『唐通事会所日録』二四三頁）

すると唐人屋敷の高札（場）は、当初「二ノ門前」に一札、「門之外」に二札であり、二か所に三札が立てられたこととなる。「門之外」は大門の外となろう。後年の掲札状況を見ると、大岡清相は「唐人屋敷五枚」（『崎陽群談』一四三頁）とし高札場所を明記していないが、前掲した『長崎市中明細帳』では「唐人屋敷大門前三枚」「唐人屋敷二の門前三枚」とする。二ノ門前の一札、門外二札の各内容は未詳であるが、『長崎市史風俗編下<sup>63</sup>』に当初のものと見られる「禁制」が採録されている。



【図8】「唐人屋敷図」 内閣文庫所蔵『長崎志』卷10

禁制

一 斷なくして唐人構之外へ出事

一 傾城之外女人入事

一 出家、山伏諸勸進之もの并乞食入事

右之条々可相守之、若於違背者可為曲事者也

巳閏正月日

右札の発令名と出典について記載は見えないが、「巳閏正月日」

は元禄二年（一六八九）の十二支と閏月であり、唐館への入居開始前に起案された出入規制札となろう。三条とも前出の出島蘭館出入札の内容と重なるが、前述した「高野聖」について唐館札に言及はない。唐人の食糧など日用品の調達が、唐館内二ノ門前で市中の行人から賄われたことと関係があろう。壱・弐番船の唐人が入居して間もなくの元禄二年二月二日の唐通事日録に「今日より唐人屋敷へ野菜・肴等の商売人門口迄參、相対商売仕、唐人共悦申事ニ候」と見えている（『唐通事会所日録』二二三三頁）。

元禄二年の唐人屋敷高札はその後変動が生じた。田辺茂啓は、元禄二年七月の制札二枚を書留めている。

御高札

一 禁制三ヶ条之御高札

一 諭唐船諸人 但真文字

右の二串二之門ニ建

元禄二年七月 奉行

（『長崎実録大成』第十卷。『通航一覧第五』三〇七頁）

四件とも町中引廻しの過程で罪科の「捨札」が付され、同札がその後の慘たる処刑の場で所定の期間掲札されることとなろう。刑場

詳細は省くが、右の二札は寛永十二年の上述「肥前国長崎禁制三か条」札と、同十八年「諭大明商船三章」の漢文札であり<sup>64</sup>、桜町高札場に掲出されていた制札と同系統の札となろう。

唐人屋敷門前の極刑

唐人屋敷の門前では、刎首・獄門や敲などの刑が執行された。屋敷の大門前に高札（場）が設置され、大門から波戸に続く上述の敷地があつた。最初に宝永四亥（五子年）

（一七〇八）に発覚し、翌五年八月二十七日同上波戸場で一斉に処刑された四件について要点を記しておこう。

一、宝永四年（一七〇七）三月唐船との抜荷を企図し発覚、翌五年八月二十七日波戸場で処刑された市助一件、従犯とも五人。市

助は牢死したが唐人屋舗の波戸場で死骸磔、一名町中引廻し磔刑、三人町中引廻し刎首獄門（『犯科帳』一二四頁）。

二、宝永四年七月抜荷行為が発覚し翌年八月二十七日処刑された文左衛門一件、従犯とも六人。文左衛門ら二名町中引廻・唐人屋

舗波戸場で磔刑、二名町中引廻し刎首獄門、二名死罪（同上）。

三、宝永四年七月香焼嶋で密売買が発覚し抵抗、その場で「打留」とされた清助一件、従犯とも五人。清助の遺骸は唐人屋敷波戸場で磔、二名町中引廻し磔、一名町中引廻し刎首獄門、一名斬罪（『犯科帳』一二五頁）。

四、宝永四年八月唐船に水練の者を使い発覚、自害した弥五左衛門一件、従犯とも二人。弥五左衛門の遺骸、唐人屋舗波戸場で磔、一名刎首・獄門（同上）。

とされた波戸場は、唐人屋敷の大門前に掲出された高札（場）の隣接地であった。

唐人屋敷門前で執行された処刑について、文化十二亥年（一八一五）発覚し翌年処刑された事例を見る。

銅座跡 平助借家 半次郎

一 庄次郎 申八月十日入牢 同月廿七日唐方仕役場を構唐人屋敷門前ニおゐて敲

高木作右衛門御代官所 長崎村船津浦 源太郎伴

一 伊之助 亥十二月十六日入牢 子三月十八日伺之上依御下知

引廻之上獄門

右之者借錢有之難儀ニ候逆福次郎申合善次郎丑之助宇十を水主ニ雇追而配分遣候約束ニ而夜中湊唐船江罷越棕綱焼物類等多分之品盜取其上追駆參候唐人を善次郎致差図丑之助儀海江投込候節差留方可有之處無其儀既右唐人致溺死候始末ニ至リ候段全其方存立ニ而盜ニ罷越候より事起リ候儀旁不届至極ニ付伺之上土井大炊頭殿依御下知引廻之上獄門申付候於唐人屋敷門前御仕置申付候（『犯科帳（七）』七五頁）

一味の定吉も庄次郎同様「唐方仕役場を構唐人屋敷於門前ニ敲申付」の刑を受けている。敲刑については、ほかにも事例がある。いずれも科罰の仕来りに基づき、敲刑が執行されたことであろう。

江戸後期の唐人屋敷高札については、上述した『長崎市中明細帳』に唐人屋鋪大門前の三札、二ノ門に二札がある。それらのうちで重要な高札は「抜荷密売は重御制禁ニ付從前ニ申渡候趣弥以堅く相守唐紅毛人より代物を以致直買候者共は聊の品たり共已後死罪たるへき趣 壱枚」であるが、寛政元年（一七八九）酉十二月付触書に付された「制札案」が唐人屋敷で高札とされたものとなる（『御触書天保集成下』六三三一号）。他の札類も重要であるが、拙稿で立ち入る余裕はなく割愛する。

主犯の伊之助は一味四名と長崎湊の唐船に侵入し多分の積荷を盗み取り、現場に馳せつけた唐人を海に投じて溺死させた窃盜と殺人の一件となる。決裁を求められた老中土井大炊頭利厚は、伊之助を唐人屋敷前で引廻し獄門、一名遠島、一名引廻し獄門、一名引廻し死罪、二名を重追放と急度叱に処している。この件の仕置は「唐人屋敷前」で執行されたが、場所は大門前で高札（場）の周縁地となる。市中引廻しから獄門の場で、捨札が掲出されることとなる。

右の他にも抜荷罪による処刑はあるが割愛する（『犯科帳』（八）三三七頁ほか）。最後に、天保七年（一八三六）八月唐人屋敷前で執行された敲刑の一例を見る。

#### 四 江戸の獄門刑と捨札

長崎の高札場とその周縁地では、一部で刑場と同様の極刑（磔・獄門・斬首）が執行された。その際の「捨札」等について、拙稿ではこれ迄「推測」として述べてきた。長崎高札場掲出の捨札史料を管見しえなかつたことによる。但し長崎では近世初頭の頃から、京

坂ないし江戸の刑政と法式が多分に導入され範例とされていたことであろう。近世長崎が統一政権の重要な直轄領として終始したこと。特に寛永十年以降の長崎統治は將軍直參旗本の奉行任役とされ、罪科の裁断などは『犯科帳』に見られる通り幕末まで上申され、請問と決裁の手続きを経ていたことによる。一例を見ておくと、長崎奉行から管内で刑名とされた従来の「追払」について「市中郷中払」に改めることを建議し、幕府評定所の裁可を得てある事例がある。<sup>65</sup>

そこで、長崎西坂刑場の捨札、江戸の刑政と捨札等について概観しておこう。

**長崎西坂刑場の捨札** 秀吉時代に執行された日本二十六聖人の磔刑と、秀吉の命令を記した板札が知られている。慶長元年十二月十九日（一五九七年二月五日）秀吉は長崎西坂で司祭と信徒二十六人を処刑し、罪状を記した「板」を西坂刑場で建札させた。ルイス・フロイスの記録によると、京都から長崎に連行された二十六人の先頭に「細長い一枚の板」が立てられ「これらの者どもは、フイリピノより使節として渡来したが、彼らは予が先年来厳しく禁止していたキリスト教の徒を布教するために都に滞在した。この理由によつて予は、彼ら一同をキリスト教の徒を信奉した日本人たちともども死刑に処する。これによつてこれら二十四名の者は、長崎において磔刑に処せられよう。予はさらに将来にわたつて、この（キリスト教）宗門を禁止するゆえ、一同はこれを心得よ。また予はこれが実行されるよう命ずる。しかしもし予の布告に従わぬ者があれば、一族全部が（死罪）の仕置きを受くるものと覚悟せよ。慶長元年太陰十一月十日」<sup>66</sup>と記されている。

長崎の西坂刑場では、一行に対する磔刑宣告と罪科が京坂から将来された「細長い一枚の板」に記され、処刑後同地で晒された遺骸

とともに同上板が捨札として刑場に立てられたこととなる。

**江戸の極刑と捨札** 江戸の刑政から、罪科人の仕置と捨札に関する政令や仕来りを見る。罪科人の科罰体系について、平松義郎氏は「法曹後鑑」から「磔—引廻獄門—獄門・火罪同等—引廻死罪—死罪。下手人—遠嶋—追放〔重・中・軽〕—払〔十里・江戸払・所払〕—手鎖〔五十日・三十日〕—叱〔急度叱り・叱〕」と整序している。<sup>67</sup> 右のうち、生命刑は磔・獄門・火罪、死罪・下手人となる。

磔刑については、「刑罪秘録」に収録された「磔御仕置之事」にその様相が見える。同書に続く獄門の処置と準則では、牢内で斬罪に処した首を獄門檢使ほかが請取り「先へ幇捨札建之、其跡より首入候俵を非人両人にて差荷ひ、檢使同心差添、浅草品川御仕置場江罷越、獄門ニ掛ル、但、引廻無之候江ハ、幇無之」とされる。仕置の場では「一獄門首晒日数 三日二夜」「一捨札者三十日建、取捨」とされる。次いで獄門台の図には、捨札について「タテ一尺三寸、ヨコ二尺」の規格と図示している（後述）。

もう一つ「刑罪大秘録」によると、打首後の獄門首は洗われて俵包とされ、江戸では浅草・品川の仕置場に運ばれ「三日二夜」晒されて番人が付されたという。その後「捨札ハ三十日建取捨」とされた。大原虎夫氏によれば、晒場（曝場・梱場）には「捨札」と「刑人の首」を持った行列が仕立てられ、獄門の晒場に幇が立てられたとする（『日本近世行刑史稿上』六八五頁）。晒場の場景について「刑罪大秘録」では【図9】の模写図を収載している。

火罪と「捨札」について、享保期（一七一六～三六）に編さんされた『撰要類集』では「御仕置筋之部」で放火犯について次の裁定を下している。<sup>70</sup>

一火罪之者有之節ハ、さらし候に不及、日本橋、両国橋、四ツ谷橋御門外、赤坂御門外、昌平橋外、其外は通例之通引廻シ、右五ヶ所通り候節、科書之捨札五ヶ所江建置可申候、大勢火罪之者有之節は、其節に至り相伺可申候

但捨札之儀、三十日程立申候ハ、取捨可申候  
右之通自今相極可申旨被仰渡、奉畏候、以上

享保八年卯五月 中山出雲守  
大岡越前守



【図9】獄門図 国立国会図書館所蔵『刑罪大秘録』

放火犯は「十五歳より内ハ遠島、十六歳以上ハ可為火罪」とされ、火刑執行時に罪人は市中を引廻されたが、途中日本橋など五ヶ所で「科書の捨札」<sup>71</sup>が掲出され三十日間建札とされたことが知られる。五ヶ所の内では、日本橋が江戸の六ヶ所高札場と重なる。<sup>72</sup>日本橋では享保十一年から「日本橋南橋詰西之方御高札場と橋と之間」に建札がなされており、火付犯に対する「科書之捨札」は「橋詰西」か「橋と之間」の何れかで掲出されたことであろう。火刑執行後の遺骸について、大原虎夫氏は「焚骸は其の儘にして二三日夜晒し置くこと獄門と同じ」としている。すると、焚骸は三日間刑場に曝されたこととなる。<sup>73</sup>

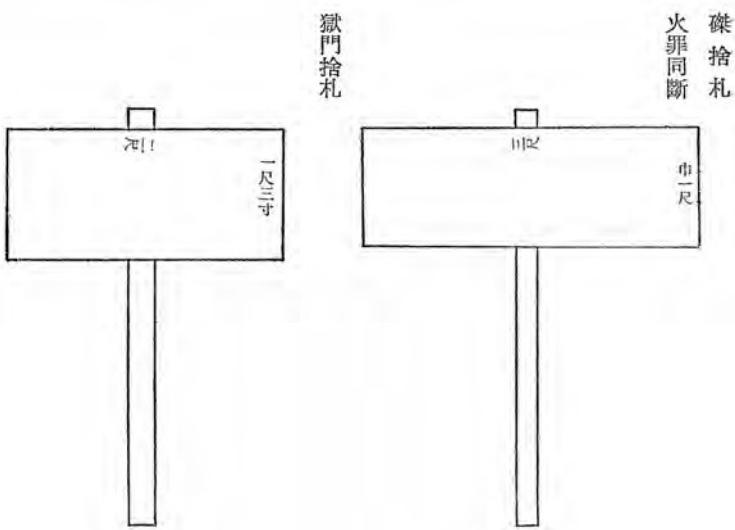
高札場で執行されたと見られる江戸の極刑として、將軍家光が江戸芝の札の辻で命じた元和九年（一六二三）十月十三日の吉利支丹五〇名の処刑がある（江戸の大殉教）。宣教師・信徒は牢から市中引廻し刑場に連行されたが、その場所については原胤昭が「分間江戸大絵図」から夙に究明した「元札ノツチ」の隣接地（旧智福寺跡）<sup>74</sup>であろう。刑場とされた「元札ノツチ」の隣接地には、秀吉の上述事例に照らし、遺骸に添えて捨札が掲出されたことであろう。同札場はその後品川よりの「札之辻」に移され、東海道から江戸入りする際の大木戸とされた。

右は、江戸で執行された「引廻し札之辻」間の処刑事例である。引廻しについては、罪科人の出牢後「藁太縄を腰縄二いたし」「苧細引を増縄二掛け」「馬ニ乗せ」「引廻行列」が組まれて所定の町筋を引かれた。<sup>75</sup>

長崎での処刑は死罪の場合牢内で多くが執行されたほか、周知の西坂刑場で磔刑・獄門刑が執行された。桜町、出島蘭館、唐人屋敷の高札（場）とその周縁地・隣接地では、上述した獄門刑、身体刑

としての敲などが執行された。極刑のケースでは、罪科・罪状を告知する捨札が高札（場）で掲出されたことが推断される。

高札の高さ・捨札の寸法 高札の板寸法については、桜町高札場で天和二年の事例を見た。捨札のサイズは磔刑と獄門刑で異なり、江戸では一定の規格化がなされたという。磔・火罪の捨札は、ヨコ長四角形で「タテ巾一尺」、ヨコは支柱をはさんで「三尺」。獄門捨札



【図 10】磔捨札・獄門捨札

石井良介編『徳川禁令考後集第四』（創文社、1968年二刷）281頁から作成

札は同じく「タテ一尺三寸、ヨコ二尺」とされたという【図10】参照。掲出された捨札の高さについては管見し得ないが、前掲の「獄門図」【図9】では獄門台より少し高く見える。

獄門台の支柱は「長九尺 土際ヨリ六尺二寸、土入二尺八寸」とされる（『古張紙』『徳川禁令考後集第四』二八〇頁）。関連して、高札と捨札、獄門台と嘱託銀台（仮称）の大きさを概括しておこう。まず高札の高さについて、土田良一氏は紀州田辺領の差上手形から「御札一枚慥ニ請取申候、高サ六尺より七尺迄」とする史料を紹介している（補注6『近世日本の国家支配と街道』一二五五頁）。右は一端のデータであるが、高札と捨札の高さ（地上部）はほぼ同程度となろう。なお桜町（八百屋町で提示された嘱託銀は「台」上に提示されたと思われるが、上記「銀台」の大きさが獄門台の型と同様と仮定すると、高札と比べ少し低い「台」となろうか。

江戸の事例から、高札場に立てられた捨札の概要を見た。捨札は、刑場で建てられた札と高札場で立てられた札の二種があり、掲出後「取捨」とされた。

おわりに

長崎の高札場は慶長二年から幕末まで町・在各所の重要な地で造設され、幕府の根本法というべき法令類が掲札された。それらについて拙稿では、近世初頭から逐次増加（形成された高札群を「正徳四年幕府公定長崎札」（慶長年間～正徳四年まで）とし、同年以降継続ないし増加・削除された近世中～後期の高札類を「正徳五年以降幕府公定札」（正徳五年～安政三年まで）と仮称、前後の二段階に分けて試論した。

旧来高札群は幕藩制国家が辿った歴史的脈絡の法制大綱であり、国政の跡を日常的に感得する濡標<sup>みおじるし</sup>とされた。新出高札は新たな法禁令の公達であり、社会と人々の規範を律する道標とされた。長崎高札は同地来航の唐蘭乗船員に見聞され、彼らを通じて諸外国に伝えられた。国内では来崎した幕府・諸国の士商や文化人を通じて、三都や諸国諸藩に広く伝達された。特に幕政の対外根本法規となる日本人異国渡海禁止令（鎖国令）が、近世日本と長崎を特質付ける代表的な高札となろう。

また桜町・出島・唐人屋敷の高札場では、周縁地を含め刑場機能の一部を担う仕置と科罰が執行された。同上では江戸の事例に照らし、処刑前の重罪人や獄門首が曝され、罪状を示す捨札が掲出されたことが推断される。

拙稿では捨札を鍵語として「高札」と長崎高札の基礎的な事例研究を試みたが、高札・制札と捨札の理解について現段階では広・狭二義に区分し解釈しておこう。広義の高札理解では領主が役人を通じて掲げた板札類が全て含まれる。法令・命令としての「法札」、禁令・禁制としての制札・罪科の科書を記した捨札、地域の代官・名主、寺社領主、町・郷共同体等が掲出した掛札類（年貢・落し物、祭事・催事などの掲示板）などである。<sup>77</sup> 狹義としての高札は、制札と一体化された高札（場）の札類である。

今後の課題であるが、広狭二義の高札論については他地域の事例研究が必要となる。ほか、研究面で識者に指摘される江戸後期高札（場）の固定化ないし形骸化論は検討を要する。私見では高札（場）は形骸化された静的な場ではなく、権力と士民・唐蘭外国人の眼差しが交錯する多面的で動態的な接点の場であつたと思う。

最後に近代高札への展望として、慶応四年（明治元年（一八六八））

三月四月の動きを見ておこう。近世長崎の高札類は江戸幕府の倒壊と維新政府の長崎接收により、長崎裁判所総督澤宣嘉の手で逐次改替された。それらについては、澤が書き残した『九州事件并長崎裁判所御用仮留日記<sup>78</sup>』の一節から知られる。

（三月二十八日（中略）  
三月十三日書）

内國事務局より未刻過状箱來、右は制札并太政官日誌二十冊  
但第一第二第三、右到来五冊ヲ留メ残拾五冊參謀江相渡候事  
第四各五冊ツ、右到来五冊ヲ留メ残拾五冊參謀江相渡候事

四月一日（中略）

辰刻頃從内國局箱着

但 制札 五通

宿駅役所の事

誓明書并百卷

勅意書 百卷

以上 二百卷

右三月十五日出之

右のうち、澤が三月二十八日受領した制札の内容は未詳である。澤が四月一日維新政府から受領した制札は、慶応四年三月十五日太政官が諸国に発布した五榜の掲示札となろう。同上により、長崎の高札（場）は相貌を大きく変えることとなる。

（中央大学文学部元教授）

注

- 1 三浦周行『法制史の研究』（岩波書店、一九七三年第七刷、初版  
一九一九年）六三頁。
- 2 服藤弘司「高札の意義」（『幕府法と藩法 幕藩体制国家の法と権力1』創文社、一九八〇年）五四三頁以下、初出一九六三年。
- 3 茅田佳寿子「正徳改元と高札制度—正徳から享保へ」（『江戸幕府法の研究』巖南堂、一九八〇年）第三章。
- 4 久留島浩「近世の村の高札」（永原慶二編『大名領国を歩く』吉川弘文館、一九九三年）三〇〇頁以下。
- 5 大阪人権博物館編刊『高札 支配と自治の最前線』（一九九八年）。朝治武「高札の考察 一展示を見るために」、小島道裕「中世の高札」、吉村智博「高札の管理と補修」、山本尚友「三条大橋西詰高札場」、のびしおじ「高札と被差別民」等収録。
- 6 土田良一『近世日本の国家支配と街道』（文献出版、二〇〇一年）第六章。
- 7 岡田昭夫『明治期における法令伝達の研究』（成文堂、二〇一三年）。
- 8 渡辺浩一「江戸の「六ヶ所」高札場と都市社会」（『日本歴史』第7四五号、二〇一〇年）、同「江戸の高札—三類型と維持・管理」（『歴史』一一五号、二〇一〇年）。同「江戸橋広小路の明地高札と都市社会」（『日本歴史』第七七九号、二〇一三年）。
- 9 太田主馬「銀座で拾った幕府の高札」（『長崎談叢第四拾二輯』一九六四年）。同氏は高札を東京で取得、同札を県立長崎図書館に寄贈されている。「唐物抜荷制札 一面横94cm×豎中央49cm両側40cm 4・38」（『県立長崎図書館郷土資料目録上』一九六五年、四四〇頁）。同札は長崎で建札された現物ではないと思われ

- 10 安高啓明「『長崎市中明細帳』に見る高札」（『外政史研究第三号』二〇〇四年）。
- 11 清水紘一「青山学院所蔵の切支丹札 付関係史料」（『洋学史研究第三十三号』二〇一六年）。
- 12 『広辞苑』は戦前新村出氏が編纂した『辞苑』（博文館、一九三五）を基とし、戦後岩波書店から名称を改め発刊された。「高札」の項目内容は初版（一九五五）で本文に引用した文章として改定、第七版（二〇一八年）まで同文が収載されている。近年では周知の電子辞書の普及により、現代では「国民的辞書」と評されてきている。朝日新聞は同書（第七版）について「時代の栄 広辞苑」のコラムを載せ「国民的辞書」と評している（二〇一八年四月十五日付夕刊）。
- 13 服藤弘司「高札」（『国史大辞典5』（吉川弘文館編刊、一九八五年、三五一頁）。
- 14 『長崎諸事覚書』十冊、内閣文庫蔵（請求記号「175・94」）。長崎では寛文三年（一六六三）の大火後焦土と化した市街地再建の復興事業がなされ、唐蘭貿易についても相対商法から仕法商法へ对外貿易の転換が模索された。本書は寛文十年代奉行所で編綴、幕府に提出された長崎の基礎資料といえる。手元の写真判を参照し、本文中に記載。刊本として太田勝也編『近世長崎・対外関係史料』（思文閣出版、二〇〇七年）二五三頁以下に収録。
- 15 『和簡禮經』第八「制札之部」（近藤瓶城編輯『改定史籍集覽第二十七冊』臨川書店、一九八四年復刻、五六三頁）。「高札」（同

五六七頁)、「壁書」(「人ニ知セン事ヲ板カベニ押付テ置申也」、同五六八頁)。『和簡禮經』について編者曾我喜太郎宣祐名の跋文では、亡父の曾我尚祐が文禄三年頃近衛龍山(前久)から同書を拝領したとする。喜太郎、寛永十年長崎奉行を勤仕した曾我丹波守古祐(斎木一馬・林亮勝・橋本政宣校訂)『寛永諸家系図伝第七』続群書類從完成会、一九八四年、七〇頁)。

<sup>16</sup> 慶長八年(一六〇三)日本イエズス会が編纂。土井忠生・森田武・長南実編訳『邦訳日葡辭書』(岩波書店、一九八〇年)一五一頁。  
<sup>17</sup> 長崎寺社札の近代の事例として、諏訪神社が例祭にあたり掲出した「縦長コマ型」の「木札」図を寓目した。末尾【参考図1】参照。同札は長崎市史の編刊年(一九二九年)ころのものであるが、近世以来の伝統を踏まえた寺社の「たてふだ」の一例であるまいか(長崎市編『長崎市史地誌篇神社教会部上巻』一九二九年、二六七頁)。

<sup>18</sup> 『長崎実録大成』全十六巻、宝曆十年(一七六〇)田辺八右衛門茂啓序。同第三巻に「御高札並嘱託銀之事」を収録。長崎歴史文化博物館本のほか、国立公文書館内閣文庫蔵『長崎実録大成』二点、『長崎志』五点があり、小稿ではデジタル公開本を参照。同上刊本として丹羽漢吉・森永種夫校訂、古賀十二郎解題『長崎実録大成正編』(長崎文献社、一九七三年)があり、六〇頁以下を参照した。同書、以下本文中に記載。なお同書の続編十三巻が明和七年(一七七〇)小原勘八克紹序本として編著されており、森永種夫校訂『続長崎実録大成』(長崎文献社、一九七四年)として発刊されている。ほか、文化八年(一八一二)松浦東溪が序文を記した『長崎古今集覽上巻』(森永種夫校訂、長崎文献社、

一九七六年、二九三頁)で、高札について「慶長の頃より大波戸地内に御高札を建置ル」と引用。

<sup>19</sup> 金井俊行編『増補長崎略史上巻』。同書、長崎市役所編、原書房『長崎叢書下』に収録刊行(一九七三年、九頁)。満井錄郎・土井進一郎著、嘉村国男編『新長崎年表上』(長崎文献社、一九八頁)一九八頁でも同上を踏襲。

<sup>20</sup> 田辺茂啓は寛文三年とする(『長崎実録大成』第二巻)。同年は奉行所を含む市街地の再建事業があり、奉行所の「仮屋敷」となる。寛文十一年大目付で宗門改役・長崎御用を兼帶した井上政重の立山屋敷が長崎奉行に下付されている。本稿では同年を探つた。引拠、『長崎御役所留』第二(内閣文庫蔵請求記号「181・113」)。

同刊本、清水紘一・柳田光弘・氏家毅・安高啓明共編『近世長崎法制史料集2 寛永十二年(安永九年)』(岩田書院、二〇一九年)収録、九九頁。同書、以下本文に引用。ほか清水紘一・木崎弘美・柳田光弘・氏家毅共編『近世長崎法制史料集1 天正八年(享保元年)』(岩田書院、二〇一四年)など、本文中に引用し表記。

<sup>21</sup> 越中哲也氏所蔵本、純心女子短期大学編刊『長崎集』(一九九三年、一八六頁)。

<sup>22</sup> 『長崎虫眼鏡』一冊、江原氏筆、元禄十六年(一七〇三)弄古軒著秋序。刊本、丹羽漢吉校訂『長崎虫眼鏡』(長崎文献社、一九七五年)。同書、『長崎聞見録』『長崎縁起略』と合綴。編者は長崎に遊学した上方の人とされる。九頁以下に「御制札のうつし」七串を収録。本書、刊本一九頁以下を参照。

<sup>23</sup> 柳田光弘「『抜荷筋ニ付御触書并御仕置御下知書』解題」(『近世長崎法制史料集2』前注20)四二四頁。

服藤弘司氏は「四度にわたる大高札」（寛文元年・延宝二年・天和二年・正徳元年）のうち、特に「有名なものは天和二年五月と正徳元年五月の後二者であつた」とし、「就中、正徳元年五月の五枚の高札は、その後幕末まで実に一四〇年間にわたり、駄賀札につき時期に適した改正が行われた以外そのまま維持され：ほとんどこの正徳元年五月の日付をもつたもの」と指摘している。大

高札として、忠孝札（親子兄弟札）・キリシタン札・毒薬札・駄賀札・火付札が、「高札のなかの主流」とする。前掲補注2（幕府法と藩法 幕藩体制国家の法と権力1）五五一页）。

高柳光寿・岡山泰四・斎木一馬編『新訂寛政重修諸家譜第七』（続群書類從完成会、一九六四年、三五一頁）。本文中に引用。

高柳眞三・石井良助編『御触書寛保集成』（岩波書店、一九七六年）一三三八号。ほか続編の『御触書宝曆集成』、『御触書天明集成』、『御触書天保集成』を含め、本文中に引用。

『崎陽群談』一二巻七冊、内閣文庫蔵（請求記号「176-99」）。正徳新例を長崎で施行した享保元年長崎奉行大岡清相の編纂書。刊

本、中田易直・中村質校訂『崎陽群談』（近藤出版社、一九七四年）。同書第七に「御制札場所并属託銀始り之事」を収録。本稿では刊本を参照した。高札記事、一四三頁以下。本文中に引用。

『長崎市中明細帳』二冊。長崎歴史文化博物館蔵、請求記号「13／82-2／1」。同「13／82-2／2」。明和二年（一七六五）

長崎奉行の発議に始まり、享和二年（一八〇二）長崎町年寄が集成、文化四年（一八〇七）まで追記。第9項に「一御制札所数」、高札場・辻札場、その他建札された町・施設に高札関係記事を付載。山口保彦「長崎市中明細帳」（『長崎学創刊号』長崎市長崎学研究

所紀要、長崎市、二〇一七年）。

30 『長崎古今集覽』十四巻。松浦東渓、文化八年（一八一二）序文。卷之一（九まで、森永種夫校訂『長崎古今集覽上巻』（長崎文献社、一九七六年）に収録。うち第四に「御高札并諸御書出等写之事」を收める。刊本上巻二九三頁。本文中に記載。後半の巻之十（十四、『長崎古今集覽下巻』（同年刊行）に収録。

31 吉宗政権の抜荷罰改定関係史料（生命刑から身体刑への転換）については、氏家毅解説「撰要類集」抄「抜荷物御仕置の事」（『近世長崎法制史料集2』三〇九、四五四頁）がある。一連の法的変遷については、西村圭子「抜荷取締令をめぐる法意識」（『近世長崎貿易と海運制度の展開』（文献出版、一九九八年）一二七頁以下に詳しい。

32 純心女子短期大学編刊『長崎拾芥・華蜜要言』（一九八八年）二三頁。ホセ・デルガード・ガルシア・O. P. 編注、佐久間正訳『福者ランシスコ・モラーレスO. P. 書簡・報告』（キリシタン文化研究会、一九七二年）一四八頁。

33 32 ホセ・デルガード・ガルシア・O. P. 編注、佐久間正訳『福者ランシスコ・モラーレスO. P. 書簡・報告』（キリシタン文化研究会、一九七二年）一四八頁。

34 ハシント・オルファネールO. P. 書簡・報告』（キリシタン文化研究会、一九八三年）一三七頁。本文に続き次の記載が見える。「その事情は次のとおりです。このころ市内を数名の盜賊が横行していたので、これを見付ける為に前記の銀と高札がおかれたのですが、同じ時機に神父の探索が始まつたので「パードレ」という語が加えられたのです。このような悪人の中に数えられたことは宣教師にとつては大きな慰めでした。この銀を毎日定まつた時間に出し或は片付ける責任を、パブロ〔黒木〕という身分の高い立派

なキリシタンが引き受けました。この人物は少し前までイエズス会の聖名の信心会の、現在はロザリオ信心会の組親です。しかし今回「パードレ」という言葉が不当にも付け加えられたので、「私はキリシタンである。もう銀の責任を負うことはできない」と言いました。それで奉行・権六〔長谷川〕は彼を面前に呼び出し（中略）彼は投獄（中略）、一六一九年一月半ばから釈放された八月末まで喜んで入っていました。<sup>35</sup>

天正十四年三月三日「大坂并京辺千人切興行、五六十人モ既被切、金子廿枚の高札ニ被打置、町奉行曲事トテ（中略）七人搦取、今日於住吉表生害」（『多聞院日記四』）。竹内理三編『増補続史料大成』第四十一卷、臨川書店、一九八五年第三刷、一〇〇頁）。

元和四年五月日付で「辻切有之時囁託札」、褒賞金「三拾枚可被下」と掲札（『武家厳制録』創文社、一九五九年、一二五六号）。

清水紘一「長崎代官村山等安とその一族」、同「長崎代官末次平蔵とその家系」（長崎市史編さん委員会編『新長崎市史第一巻自然編、先史・古代編、中世編』長崎市、二〇一三年、六二九頁）。<sup>37</sup>天和二年（一六八二）六月長崎奉行は忠孝札等の掲出を幕府から命じられ、「桜町札場ニ建ル」と書留めている（『近世長崎法制史料集2』一二二頁）。

綱吉は天和元年六月家中騒動で揺れた越後高田騒動を直裁し、藩主松平光長を改易。同一件に関わった大目付渡辺綱貞を解任し、八丈島に流罪としている（『徳川実紀第五篇』四一七頁）。天和二年綱吉は翌二年五月忠孝・にせ薬種・切支丹札を発令し諸国に建札させたほか、同年七月には諸国職人の「天下一号」の称号名乗りを禁止している（『近世長崎法制史料集2』一二三頁）。

<sup>40</sup> 森永種夫編刊『犯科帳』（一九五八年）四〇頁〔11〕）。『犯科帳』は寛文六年（一六六三）から慶応三年までの長崎奉行所が作成した記録であり、森永種夫氏が全十一冊本として翻字刊行した雄編。同偉業に加え森永氏は『長崎奉行所判決記録犯科帳目録』（長崎学会、一九五六）を編著し利用者の便覧とした。『犯科帳』に関するては、安高啓明氏が『新釈犯科帳』（長崎文献社、二〇二一年）三冊を著刊し、長崎の司法と社会的実態を紹介している。本稿で扱う極刑について安高氏は、同上第一巻四一頁以下に「長崎の刑罰」と題して解説し捨札についても言及。

<sup>41</sup> 森永種夫・越中哲也校注『寛宝日記と犯科帳』（長崎文献社、一九七七年）二三三頁。寛宝日記の筆者については「恵美寿町吏員」のほか、森永種夫氏は「日行司」とする。以下、本文に記載。「年行司一筆者」の統括関係については「延宝九年（一六八二）頃の行政組織図」（長崎県史編集委員会編『長崎県史対外交渉編』長崎県、一九八六年、三九七頁所収「第27表」）参照。

<sup>42</sup> 綱吉の將軍襲職当時の元禄年間の前句として、同時代の雑俳がある。「△きり／＼と文字あらたまる切死丹 むかしは吉利支丹と書ききりしたんとよみたり、当代あらたまりて切死丹と書ゆへ、きり／＼との笠を吉利切と、付たる作意なり」（「若えびす」「『徳川文藝類聚11雑俳』国書刊行会編刊、一九八七年第二刷、三四三頁）。「若えびす」、「難波誹林園水 元禄十五壬午年正月吉日 押 小路通富小路東入町 金屋市兵衛板」跋。

<sup>43</sup> 『長崎港草』全十五巻。寛政四年壬子（一七九二）熊野正紹怡齋序文。同書卷十御法度御条目に、延宝八年八月日付以降の二二文を収載。うち、高札化されなかつたと見られるものが相当数含ま

れている。刊本、森永種夫・丹羽漢吉校訂『長崎港草』（長崎文獻社、一九七三年）。本書では刊本参照、二四一頁。

<sup>45</sup> 中世の制札のうち、鎌倉時代の「元亨四年の六波羅探題札」は縦長板（上部少しヤマ型）（原図11）。織田信長「永禄十年十月日付樂市定札」の形体は、「ヤネナシ・コマ型・縦長板」（原図14）で残され、「ヤネ（底）付・コマ型、縦長板」（原図15）に復元されている（大阪人権博物館図録・前掲註<sup>(5)</sup>「カラーフ版」、二六〇二七頁）。

<sup>46</sup> 「乙名勤方書」（森永種夫校著『長崎乙名勤方附御触書抄』長崎文献社、一九七八年、二頁）。

<sup>47</sup> 中田易直「近世貨幣の基礎知識」（『歴史教育』十三巻十号）一九六五年。元禄十三年以前の金銀銭三貨の公定相場は、金一両。

銀五十目・鏢銭四貫文。無論、江戸・長崎間、長崎の内外における金銀銭交換比率に規則と実勢の相違があり得た。因みに長崎では「寛文四年阿蘭陀江相渡シ金子の両替を六拾八匁ニ相定メ、是ニ而間金壱ヶ年に五百両程」（『崎陽群談』四一頁）取得。

<sup>48</sup> 「ニコラス・クーベックルの日記」、永積洋子『平戸オランダ商館の日記第三輯』（岩波書店、一九六九年）二五三頁。同書、文中に記載。蘭館長は寛永十二年六月二十四日（一六三五年八月六日）着崎した奉行を出迎えている。

<sup>49</sup> 『長崎御役所留』三冊五帳、国立公文書館内閣文庫蔵（請求記号「181・113」）。本書は寛文三年三月の長崎大火後、黒川与兵衛正直ほか前任を含む長崎奉行が手許記録を主として集成し、その後宝永七年（一七一〇）まで代々の奉行（直属部門）が書き継いだ執務要録と見られる。刊本、前注20参照。

<sup>50</sup> 清水絢一「長崎奉行に発給された御渡物」（『江戸幕府と長崎政事』岩田書院、二〇一九年、一一頁）。

<sup>51</sup> 藤井讓治監修『江戸幕府日記』姫路酒井家本第四巻（ゆまに書房、二〇〇三年）二二九頁。

<sup>52</sup> 『長崎鏡』一冊、金田新平旧蔵本。延宝九年（一六八一）初筆、正徳四年（一七一四）頃まで追記。高札記事、「桜町ニ有之御制札之事」「外ニ御制札五所有」に見える。同名の写本『長崎鏡』（長崎歴史文化博物館蔵〔13・216〕、続共56丁）がある（未照合）。本書は、芝秀夫編『長崎遺響』（双林社、一九四三年）に他の三編（『唐紅毛一件願書控』「唐館騒動記」「阿蘭陀国軍艦長崎入港始末」と合綴されている。同書、一五頁に延宝八年八月日付札三か条を収録。

<sup>53</sup> 村上直次郎訳注『長崎オランダ商館の日記第一輯』（岩波書店、一九八〇年第二刷、八六頁）。

<sup>54</sup> 国書刊行会編刊『通航一覧第六』（一九一三年、二三四頁）。

<sup>55</sup> ちなみに元禄三年（一六九〇）来日したケンペルは『日本誌』でSar年付（申年）Kinsai Desimamatz（禁制出島町）、Tsimo Cami（川口撰津守）、SuBioje（山岡十兵衛）、Tonomo（川口主殿頭）のローマ字日本文を収めている（今井正訳『ケンペル日本史』（下巻）一四〇頁）。発令者を通称名で書き留めていたことに注意。

<sup>56</sup> 辻善之助『日本佛教史第九卷近世篇之三』（岩波書店、一九七〇年、二四頁）。なお安永七年（一七七八）幕府は高野山聖方大徳院御靈屋の修復として金千両を助成し、播磨以西薩摩までの二十五か国で特權的な勧化を許可している。同触書、「御宮 御靈屋并本坊向就大破、為助成、金千両拝借被 仰付、京、大坂 御当地

武家方万石以上以下家中迄、且町方并右式拾五ヶ国、当戌年より  
来子年迄三ヶ年之間、勸化御免（中略）最寄御代官、領主、地頭  
え勸物取集』（『御触書天明集成』二三〇三号）。

<sup>57</sup> 江戸では仏事に加え、寛永十二年五月日光山東照社の遷宮による  
家康の神格化行事があり、将軍家光は翌十三年来日した朝鮮通信  
使に日光参詣を勧め実現させている（京都史蹟会編『林羅山文集』  
弘文社、一九三〇年、一四四頁）。ほか長崎では安禅寺の開祖玄  
證が正保二年（一六四五）東叡山から末寺として承認され、代々  
將軍の位牌を祭祀している（『長崎実録大成』第六卷）。明治初年  
廃寺。

<sup>58</sup> 「寛文長崎図屏風」（長崎市出島史跡整備審議会編『出島図—そ  
の景観と変遷』長崎市、一九九〇年改訂版）五頁。出島正面架橋  
前の左側となる。引用本文に記述。

<sup>59</sup> 貞永元年（一二三二）制定された御成敗式目の「五条〔謀書罪科  
之事〕」では、当該侍の所領没収ないし遠流、凡下は顔面「被捺火  
印」としている（佐藤進一ほか編『中世法制史料集第一卷』「鎌  
倉幕府法」岩波書店、二〇〇一年「第15刷」、一〇頁）。

<sup>60</sup> 「偽之証文を以金銀貸借いたし候もの御仕置之事」、享保十七年  
極「死罪」としている（『徳川禁令考後集第三』四〇四頁）。

<sup>61</sup> 東京大学史料編纂所編『唐通事會所日録一』（東京大学、  
一九五五年）二二〇頁。

<sup>62</sup> 高札（場）について、長崎市編『長崎市史地誌編名勝舊蹟部』（清  
文堂出版、一九八一年復刻）七二八頁参照。ほか唐人屋敷につい  
て、国書刊行会編刊『通航一覽第五』（一九一三年）三〇二頁（卷  
二〇三、本文中に引用）。長崎県史編集委員会編『長崎県史対外

交渉編』（長崎県、一九八六年）五一一页。長崎市史編さん委員  
会編『新長崎市史第二卷近世編』（長崎市、二〇一二年）五三五  
頁ほか参照。

<sup>63</sup> 長崎市編『長崎市史風俗編下』（清文堂出版、一九八一年復刻）  
四六頁。

<sup>64</sup> 『林羅山文集』（前註<sup>56</sup>）、六九〇、六九二頁。『近世長崎法制史料  
集1』一五六、二〇一頁。

<sup>65</sup> 寛政十年（一七九八）長崎奉行伺『徳川禁令考後集第四』二八三頁。  
<sup>66</sup> 家入敏光訖「一五九七年三月十五日付、ルイス・フロイスのイ  
エズス会総長宛、長崎における二十六殉教者に関する報告書」  
〔松田毅一監訖『十六・七世紀イエズス会日本報告集』第I期第3  
卷「同朋舎出版、一九八八年」四七頁〕。秀吉は処刑の宣告を、  
一五九六年十二月三十日に再度令達したとされる（同上四三頁）。

同日は慶長元年十一月十一日となる。一行の人数は、西下の中途  
殉教者に加わった二名により変化が生じている。  
平松義郎『近世刑事訴訟法の研究』（創文社、一九八八年）九一三頁。  
「刑罪秘録」、石井良助編『徳川禁令考後集第四』（創文社、  
一九六八年第二刷、二七七～二八一頁）。文化三年（一八〇六）  
ほか複数の獄門記事が見える。

<sup>67</sup> 「刑罪大秘録」、神宮司序編『古事類苑 法律部二』（吉川弘文館、  
一九七八年）一九二、一九四頁。「刑罪大秘録」、「東博・九大・京  
大」ほかで所蔵。「文化十一年」（一八一四）の写本が古本とされ  
る（岩波書店編刊『国書総目録第三卷』一九七七年第二刷、一七  
頁）。『新釈犯科帳第三卷』二二九頁。

<sup>68</sup> 辻達也校訂『撰要類集第一』（続群書類從完成会、一九六七年）

四二頁。

<sup>71</sup> 江戸の六ヶ所高札場、「日本橋常盤橋御門外筋違御門内浅草御門内粧町芝車町」（近世史料研究会編『正宝事録第三卷』日本学術

振興会、一九六六年）四六八頁。渡辺浩一氏注<sup>8</sup>論文に詳しい。

<sup>72</sup> 大原虎夫編『日本近世行刑史稿上』（刑務協会、一九四三年）七〇七頁。

<sup>73</sup> 長崎の火刑については、元和八年（一八二二）八月五日西坂でキリシタン宣教師等五五名を火刑三五・斬首三〇に処している。奉行は遺骸・刑柱・灰塵まで拾集し海中に投棄したという（元和の大殉教）。東京大学史料編纂所『大日本史料第十二編之四十六』（東京大学出版会、一三七頁、一九七七年覆刻）。もう一つ、天和元年（一六八二）「物取のため当町江火を可付」と企図した伊勢町の借家人左兵衛が「町中引渡之火罪申付」（犯科帳）（三九頁）と断罪され、同年三月九日西坂で「火あぶり」に処されている（『寛宝日記』二三一頁）。同上の晒し日数は不明。

原胤昭『隠れたる江戸の吉利支丹遺跡』（六合館、一九二九年）

四五頁。東京市役所編纂『東京市史稿市街篇第四』（一九二八年、一四九頁）。同地は現今の「港区三田三丁目」あたりで、処刑地にはその後智福寺（その後移転）が立てられたという。

<sup>74</sup> 安永三年極「引廻御仕置之事」（徳川禁令考後集第四）二七九頁。

<sup>75</sup> <sup>76</sup> 代官が建札した「落し物札」については、嘉永五年六月付高木作右衛門から長崎村小嶋郷の遺失物「合口短刀・股引・脚絆」の処置を伺い、長崎奉行牧志摩守義制から「書面捨物之儀色品等巨細ニ認往還端江七日之間札建置尋来候もの有無可被申聞候」と付紙を得ている。もう一つ、同年月浦上村渕船津浦の漁師が引揚げた

「鉄碇」の処置を伺い、「挽上候海辺并往還端江七日之間建札いたし置尋來候もの有無可被申聞候」と指示を受けている（森永種夫編『長崎代官記録集上巻』長崎文献社、一九六八年、三一二頁ほか）。如上のほか、「行き斃れ」人の掲示板などの例もある。そうした事例の「建札」類は、相当数に及ぶこととなろう。

<sup>77</sup> 加えて、私的「掛札」（今日の「すべてかん」捨看板）の類も法令類を含む諸情報伝達の推移・相貌を見るうえで有効なツールであろう。

<sup>78</sup> 澤宣嘉『九州事件并長崎裁判所御用仮留日記』二冊（東京大学史料編纂所蔵、請求記号<sup>0173</sup>／7）。同書の研究として、澤井勇海「明治元二年長崎の政治外交と沢宣嘉」（東京大学史料編纂所蔵『九州事件并長崎裁判所御用仮留日記』（一・二））、外務省外交史料館所蔵『諸事心得留』の翻刻と考察（一・二）（『論集きんせい』第38、39号）二〇一六年ほかがある。

〔付記〕本文においては、人権上の問題から現在では使用されることが不適切な言葉が一部史料の文中に含まれていますが、これは史実に基づく客観的な歴史理解に基づくためのものであり、これらの差別を決して容認するものではありません。

〔追記〕本稿執筆にあたり、長崎市長崎学研究所で調査収集された【参考図3・4】の「野母村の高札場」図を提供して頂いた。同図は野母崎突端の絵図で、高札場は庄屋宅と正対する位置にある。併せて庄屋宅の周囲に、天神御台場、葉山御台場、遠見御番所、横尾御台場が見え、極めて貴重な絵図史料となる。ほか執筆中、畏友の氏

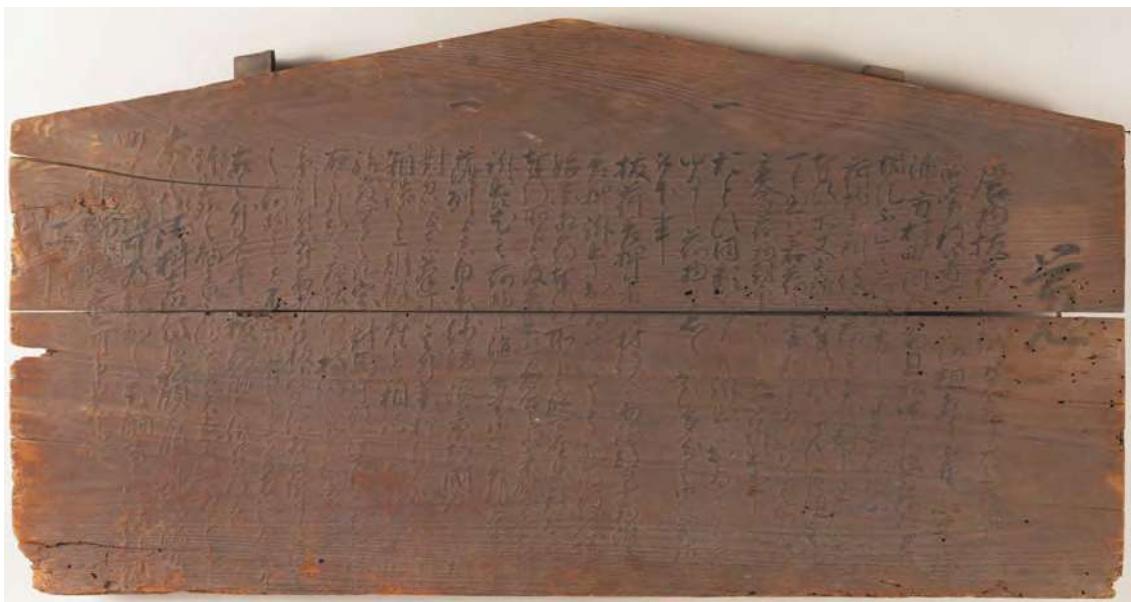
家毅氏から多大なご協力と示教を頂いた。  
お世話を頂いた皆さま方に、厚くお礼を申し上げます。

【参考図1】諏訪神社標札（注17参照）



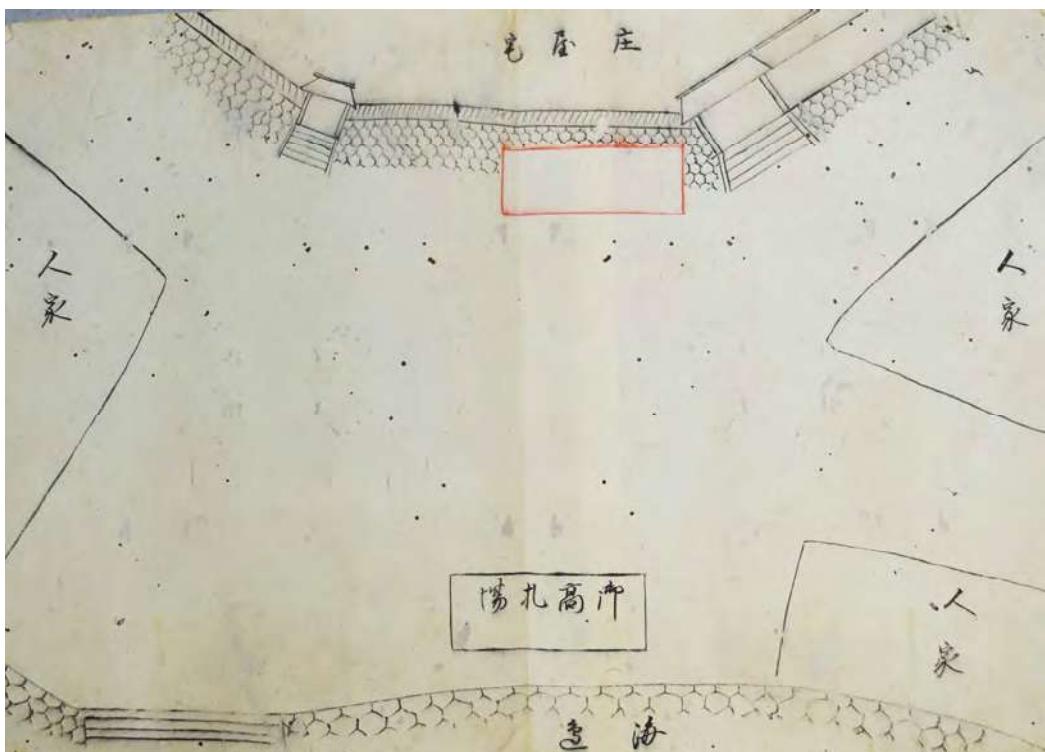
※本図は長崎市編『長崎市史地誌篇神社教会部上巻』（一九二一九年、二六七頁）の掲載画像をもとに一部編集の上、作図した。

【参考図2】太田主馬氏取得・寄贈の唐物抜荷制札（注9参照）  
長崎歴史文化博物館収蔵（県書438）



【参考図3】長崎代官支配地、野母村の高札場

長崎歴史文化博物館収蔵「庄屋宅及高札所附近之図」(市学166)



【参考図4】野母半島遠景からみる野母村の高札場

長崎歴史文化博物館収蔵「野母村台場全図」(市学156)

